

(案)

第二次逗子市環境基本計画
(2015 改訂版)

2015 年（平成 27 年）11 月

目次

第一章 計画策定の趣旨	1
第一節 計画策定の背景	2
第二節 逗子市の現状	4
第三節 計画改訂の意義と目的	6
第二章 政策の基本方針	7
第一節 基本的な考え方	8
第二節 計画の期間と位置付け	12
第三節 計画の推進に向けて	13
第三章 施策の方向	15
第一節 自然を大切にするまち	16
第二節 廃棄物による環境負荷の少ないまち	22
第三節 温室効果ガス排出の少ないまち	28
第四節 暮らしと景観に配慮したまち	32

第四章 施策の体系と具体的な取り組み	39
第一節 自然を大切にするまち	42
第二節 廃棄物による環境負荷の少ないまち	51
第三節 温室効果ガス排出の少ないまち	58
第四節 暮らしと景観に配慮したまち	62
第五章 推進体制	69
第一節 「行動等指針」の策定	70
第二節 様々な立場での環境教育・学習、意識啓発	71
第三節 市民活動の促進と推進体制	72

計画の構成

第一章 計画策定の趣旨

計画策定の背景

計画策定の意義と目的

第二章 政策の基本方針

基本的な考え方

計画の期間と位置付け

計画の推進に向けて



第三章 施策の方向

【自然を大切にするまち】

- 1 緑
- 2 水辺（河川・海）
- 3 動植物（生物多様性）

【廃棄物による環境負荷が少ないまち】

- 1 発生・排出抑制
- 2 資源の再生利用
- 3 適正処理

【温室効果ガス排出の少ないまち】

- 1 省エネルギーの推進
- 2 再生可能エネルギーの促進

【暮らしと景観に配慮したまち】

- 1 良好な景観
- 2 暮らしのための基盤整備
- 3 生活環境の諸問題

第四章 施策の体系と具体的な取り組み



第五章 推進体制

第一章 計画策定の趣旨

第一章 計画改訂の趣旨

第一節 計画改訂の背景

1 環境問題の現況

(1) 多様化する環境問題と一人一人のライフスタイルの転換

わが国で環境問題が取りざたされ始めた高度経済成長期においては、その原因者は特定工場や事業者等から発生する産業公害が主流を占めており、行政による指導は、法整備による基準の設置、規制による対策が主でありました。

ところが、環境問題の因果関係は複雑化の一途をたどり、日々の暮らし方によっては、私たちの何気ない行動が、地球温暖化の進行、廃棄物の増大を招くことになるなど、現在の環境問題は、私たち市民、事業者一人一人に起因するものとなりつつあります。

その一方で、地球温暖化の進行など、環境問題は市域、国境、大陸を超え、地球全体に影響を及ぼすものです。

このように、市民一人一人のミクロの行動によって、地球規模のマクロな結果を招くことが、現在の環境問題の特徴であると言えます。

環境問題がその性質を変容していく一方、2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災は、私たちの環境への意識に大きな転換をもたらしました。

東日本大震災は、自然の持つ圧倒的な力に対して、人間の力の限界を改めて認識するとともに、多くの人が大量生産、大量消費の生活に疑問を感じ始める契機となりました。

節電、省エネルギーに始まり、環境に配慮した持続可能な社会への転換を始めるべく、そのライフスタイルから見直す人も増えつつあります。

また、被災地に限らず、人と人とのつながり、家族や地域とのつながり、ボランティアなどの社会への貢献が強く意識されるようになっていきます。

(2) 市民・事業者・行政それぞれによる主体的な取り組み

私たちの環境問題に対する意識は、大きな転換点を迎えており、今後の環境政策のあり方に大きな変革が求められています。

これまでの「逗子市環境基本計画」でも、市民、事業者、行政による連携した取り組みを基本的な方針としてきましたが、わたしたちの生活の根底を支える基盤である環境について、逗子市が総合的な環境施策を計画的に推進していくとともに、市民との協働、事業者との連携による市全体で足並みをそろえて対応していくことが重要です。

2 環境問題への対応

環境問題に対する国の動きを見ると、2012 年（平成 24 年）4 月に閣議決定された「第 4 次環境基本計画」では、『低炭素』・『循環』・『自然共生』を環境政策の原則として位置付けており、続く、「生物多様性国家戦略 2012-2019」の策定、「生物多様性基本法」の制定など、持続可能な社会の構築に向けて、環境保全に関わる様々な取組の見直しや推進が図られています。

神奈川県では、県の環境政策が対象とする分野を三つの政策分野（①恵み豊かな地域環境づくり ②持続可能な社会づくり③協働・連携を進める人づくり）に整理して、具体的な施策を展開しています。

また、2009 年（平成 21 年）に「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を制定する等、環境施策の新たな展開を進めており、近年では、「かながわスマートエネルギー構想」に基づき、「原子力発電に過度に依存しない」、「環境に配慮する」、「地産地消を推進する」という 3 つの原則により、新たなエネルギー政策を中長期的に推進しています。

国、県が多様化・深刻化する環境課題へ対応した施策の展開をしている中、逗子市においても、環境政策に対して総合的、計画的に施策に取り組む必要があり、市民や事業者との密接な関係のもと環境施策に取り組むことが求められています。



第二節 逗子市の現状

(1) 土地・人口

逗子市は、総面積 17.34 平方キロメートル、人口 6 万人弱のコンパクトな規模で、古くから大規模な工場等のない住宅地として発展してきた経緯があり、逗子市内の住宅から市外、県外への通学、就労者が多いという特徴があります。

また、高齢化も進んでおり、市民の約 36% が 60 歳以上の高齢者となっています。

<字別面積>

(単位：平方キロメートル)

総面積	逗子	桜山	沼間	池子	山の根	久木	小坪	新宿
17.34	0.74	4.01	3.54	3.81	0.51	2.42	1.56	0.75

<昼夜間人口（2010 年（平成 22 年）10 月 1 日）>

(単位：人)

夜間人口	流入	流出	差（流入-流出）	昼間人口
58,302	9,111	20,116	△11,005	47,297

<年齢別人口（2012 年（平成 24 年）10 月 1 日）>

(単位：人)

年齢	総数	男	女	割合
0～9	4,394	2,229	2,165	8%
10～19	5,122	2,638	2,484	9%
20～29	4,179	2,058	2,121	7%
30～39	6,790	3,273	3,517	12%
40～49	9,157	4,435	4,722	16%
50～59	6,949	3,388	3,561	12%
60～69	8,716	4,015	4,701	15%
70～79	7,614	3,369	4,245	13%
80～89	4,201	1,642	2,559	7%
90～99	761	196	565	1%
100 以上	29	6	23	0%
不詳	3	2	1	0%
合計	57,915	27,251	30,664	100%

出典：全て「統計ずし 2012」より

(2) 土地利用

市の半分以上が市街化を抑制する市街化調整区域になっています。

計画的に市街化を整備していく市街化区域についても、そのほとんどが住居系の用途地

域であり、逗子市は、これらの都市計画を基盤とし、住宅都市としての発展を遂げてきました。

土地利用の状況から見ると、市域の多くを山林が占めるとともに、住宅用地の占める面積の割合を示す住宅用地率が、神奈川県全体、三浦半島全体に比べて高くなっています。

<都市計画>

区分	面積（ヘクタール）	割合
都市計画区域	1,734	100%
市街化調整区域	902	52%
市街化区域	832	48%
内数	住居系	774
	商業系	56
	工業系	1.9

出典：逗子都市計画

<土地利用状況>

(単位：ヘクタール)

年	山林	住宅用地	農地	河川等	その他
1995 年	208.9	356.6	9.1	15.0	262.4
	789.9	357.6	14.3	23.2	549.0
2000 年	172.4	344.4	9.2	14.2	292.8
	752.1	346.4	12.7	22.5	600.3
2005 年	165.3	354.3	8.6	13.4	290.4
	744.2	356.2	12.1	21.5	600
2010 年	156.5	338.1	7.4	14.7	315.3
	730.2	340.6	11.2	22.6	629.4

上段：市街化区域 下段：行政区域計 、 河川等：河川・水面・水路・荒地・海浜・河川敷

出典：都市計画基礎調査より

<住宅用地率（住宅用地面積/区域面積*）>

(単位：%)

年	1995 年	2000 年	2005 年	2010 年
逗子市	41.9	41.3	42.5	40.6
三浦半島	38.3	38.0	40.0	37.3
神奈川県	36.7	38.1	39.8	39.8

*市街化区域または用途地域指定区域面積

出典：都市計画基礎調査より

第三節 計画改訂の意義と目的

逗子市では、1997 年（平成 9 年）に制定した「逗子市環境基本条例」に基づき、1999 年（平成 11 年）に、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画である「逗子市環境基本計画」を策定しました。

この計画では、2015 年（平成 27 年）を当面の目標としており、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な推進を図ってきました。

「逗子市環境基本計画」策定から 15 年が経過するなか、「逗子市緑の基本計画」の改定、「逗子市景観条例」の制定、「逗子市一般廃棄物処理基本計画」の改定など、次々と「逗子市環境基本計画」に関連する計画の策定、改定が続いており、引き続き、逗子市の環境政策を総合的かつ計画的に推進していくため、また、「（第一次）逗子市環境基本計画」の計画期間が終了することからも、この度、「（第一次）逗子市環境基本計画」を改定することになりました。

環境問題は、多様化、広域化の一途をたどり、その因果関係は複雑化しています。

それゆえ、逗子市の環境政策についても、所管の枠を超えた連携や、官民の枠を超えた事業者、市民との協働が不可欠です。

「第二次逗子市基本計画」では、『地球にやさしい循環型のまち』・『自然と共生するまち』・『各自が主体で良好な環境づくりを進めるまち』を望ましい環境像として掲げ、環境政策を展開し、特に、『まちなみと緑の創造』・『ごみ問題』・『二酸化炭素の削減』を重点課題としてとらえ、環境問題に率先して活動している市民、事業者等による「ずしし環境会議」をはじめとする市民団体等とともに、「第二次逗子市環境基本計画」の推進に取り組んでまいりました。

「（第一次）逗子市環境基本計画」の改定に当たっては、引き続き市民との協働による重点課題の解決を目指しつつ、これまでの施策内容については、改めて確認、検討した上で、新たな計画として策定するものです。

この「第二次逗子市環境基本計画」を策定することで、市民、事業者、市の協働による環境政策が更に推進され、逗子市の良好な環境を保全、創出し、次世代への貴重な財産として受け継いでいくことを目的としています。

第二章 政策の基本方針

第二章 政策の基本方針

第一節 基本的な考え方

1 環境基本条例の考え方

「逗子市環境基本条例」では、その前文において「私たちは、健康で文化的な生活を営むために良好な環境を享受する権利を有する」として、環境に関する権利を、また、「健全で恵み豊かな環境を世代を超えて引き継ぐ責務を担っている」として、環境に関する義務をうたっています。そして、この権利を享受し、義務を履行するために、4つの基本理念を掲げています。

- 市民の健康で文化的な生活を確保し、健全で豊かな環境の恵みを将来の世代に継承すること。
- 環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる循環型社会を実現すること。
- 自然的社会的条件や生態系の多様性に配慮し、限りある自然環境を保全すること。
- 人類共通の課題である地球環境保全を積極的に推進すること。

また、市民、事業者、市は、この基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるものとしています。

2 環境基本計画の基本的な考え方

これまでの計画における基本的な考え方であった『地球にやさしい循環型のまち』『自然と共生するまち』『各自(みんな)が主体で良好な環境づくりを進めるまち』を整理し、望ましい環境像を次のとおりとします。

自然と人間をともに大切にするまち

自然を大切にするまち

廃棄物による環境負荷が少ないまち

温室効果ガス排出の少ないまち

暮らしと景観に配慮したまち

「逗子市環境基本計画」では、逗子市の貴重な財産である自然環境と、そこに住む市民の生活環境を守るため、『自然と人間をともに大切にするまち』を基本的な考え方とします。

逗子市を取り巻く自然は、海や、市街地の三方を囲む丘陵の緑などが良好な状態で残されています。この豊かな自然は、市民の暮らしに潤いを与えてくれます。

わたしたちは、これからも、常に自然を守り、育み、地球に優しい持続可能な潤いのあるまちをつくり、自然と人間をともに大切にするまちの実現をめざして、この恵み豊かな環境を、次の世代へとつないでいきます。

この基本的な理念に基づいて、「自然を大切にするまち」「廃棄物による環境負荷が少ないまち」「温室効果ガス排出の少ないまち」「暮らしと景観に配慮したまち」の4つのまちづくりを進め、『だれもが安全に安心して暮らす、地球に優しい持続可能な循環型都市・逗子市』の実現を目指していきます。

自然を大切にすまち

わたしたちは、自然と人の共生するまちづくりを進めていきます。

市街地の三方を囲む丘陵と一方に開けた海、市の中心を流れる川や、各地に点在する緑地は、首都圏に残された貴重な財産です。

これらの貴重な自然を保全し、次世代に引き継ぐことは、健康で快適な生活環境を確保していく上で重要・不可欠であり、わたしたちの責務でもあります。

本市の山、川、海、そしてまちなかの名所を回廊としてつなぎ、市民が様々な生き物等と接する中で、学び、安らぎ、遊び、憩うことができる環境づくりを進めます。

また、市街地においても、公園、緑地を適切に管理し、潤いや安らぎのある環境を創造するとともに、市街地内の緑地の保全や住宅地の緑化を推進するなど、「逗子市緑の基本計画」に基づき、本市の地域特性を最大限に発揮できるよう、各種施策に取り組んでいきます。

廃棄物による環境負荷が少ないまち

わたしたちは、ごみを排出しない「ゼロ・ウェイスト社会」の実現を目指し、併せて、ごみの資源化を推進することで天然資源の消費を抑制し、廃棄物による環境への負荷ができる限り低減されるまちづくりを進めていきます。

リサイクルよりも優先して取り組むべきリデュース、リユースの一層の推進を図るため、市民や事業者の自主的なごみの発生・排出抑制の取り組みを促進する施策や啓発活動を推進します。

また、廃棄物を貴重な資源として一層有効活用し、資源生産性を高めつつ、環境保全と安心・安全に配慮した適正なごみ処理の推進に努めます。

温室効果ガス排出の少ないまち

わたしたちは、持続可能な社会をめざすため、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題に取り組み、温室効果ガスの発生を抑制し、低炭素のまちづくりを進めています。

地球温暖化の問題は逗子市だけでなく、日本全土、地球規模で取り組む課題ですが、その原因の一つである二酸化炭素を主なものとする温室効果ガスは、私たち一人一人の日常生活においても発生しています。

そのため、私たち一人一人のライフスタイルを見直し、過度な自動車利用を控えること、冷暖房温度を適切に設定するなど、身近なことから温室効果ガスの削減を実践していくことが重要です。

また、温室効果ガスの発生量の多い化石燃料から、地球環境への負荷が少ない再生可能エネルギーへの転換も重要であることから、再生可能エネルギー転換への啓発活動を推進し、利用の普及促進に努めています。

暮らしと景観に配慮したまち

わたしたちは、良好な生活空間、景観を次世代に引き継いでいくため、安全で潤いのあるまちづくりを進めています。

大規模な工場等がない本市では、きれいな水と空気に恵まれた良好な生活環境の維持はもちろんのこと、高齢化が進む中、狭い道路における安全性の確保や、段差の解消などにより、より一層人に優しい都市環境の整備は、本市の重要な課題です。

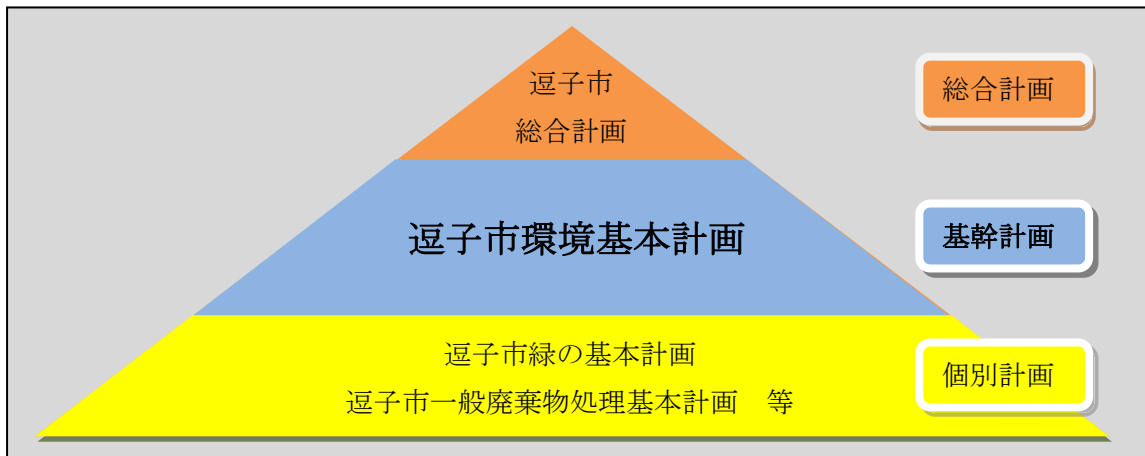
また、かつては人々に別荘地、保養地として親しまれ、その後住宅地として発展してきた本市において、現在も残るみどり豊かな低層の家並みと路地がめぐる景観の美しいまちなみは、市民共有の財産です。

良好なまちなみと、そこに住む人々の暮らしで形成される「景観」をまちづくりの重要な要素として位置付け、市民の多様な参加、参画及び行政と市民との協働によって、自然景観及び人工景観の向上を目指していきます。

第二節 計画の期間と位置付け

1 市全体における計画の位置付け

「逗子市環境基本計画」は、「逗子市総合計画」の環境政策分野を支援するとともに、「逗子市緑の基本計画」、「逗子市一般廃棄物処理基本計画」等と整合を図り、連携して、逗子市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画であり、「逗子市総合計画」の基幹計画に位置付けられます。



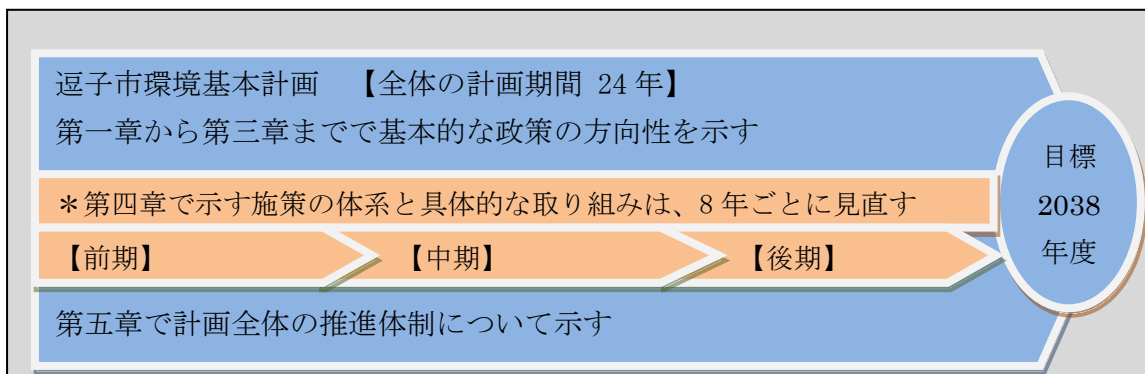
各施策の進捗管理については、原則各個別計画に基づいて進行され、基幹計画である「逗子市環境基本計画」においては、環境政策分野全体について、総括的に目指すべきまちの姿を提示し、進行管理していきます。

2 計画の期間

「逗子市環境基本計画」は、2038年（平成50年）を当面の目標とし、2015年（平成27年）から、2038年（平成50年）までの24年間を計画期間とします。

しかし、成果が評価でき、実行性が確保される計画とするためには、めざす将来像の実現のために必要な政策・施策を具体的かつ体系的にわかりやすく整理する必要があります。

そのため、具体的な施策について記載する第四章は、第一章から第三章までの基本的な政策の方向性等を踏まえて、取り組みを具現化するため、毎年度の予算編成及び事業実施の指針としたおおむね8年間の事業計画を示し、8年ごとに見直します。



第三節 計画の推進に向けて

(1) 市民、事業者との協働

「逗子市環境基本計画」を進めていくためには、市民、事業者との協働が不可欠です。市では、ともにすすめるパートナーとして、「ずしし環境会議」を設置しています。

逗子市の環境施策をすすめていくためには、「ずしし環境会議」に代表される環境問題に積極的に取り組む市民、事業者等との協働は、欠かすことはできないことから、今後とも、市民、事業者、市が一体となって計画の推進に取り組んでいくための体制作りに努めていきます。

(2) 多様な世代による取り組み

環境施策には、子どもたちが触れ合える自然環境の保全、高齢者の生活しやすい交通環境など、各々の世代、生活様式による多様な側面を持っています。

また、ボランティア活動等を通じて、多世代の交流や、地域コミュニティの強化にもつながることも期待できます。

それゆえ、逗子市の次世代を担う子どもたちに向けて教育機関と連携して環境教育を促進するとともに、多様な世代が参加しやすく、交流できるよう取り組んでいくことが求められています。

(3) 関係機関との連携

環境問題には国境を超えて、各国が連携して取り組む問題も多いように、逗子市だけで解決できるものではありません。国、県、近隣自治体等の関係機関とも連携して進めていくことが必要です。

(4) 進捗の管理

逗子市では、これまでも「逗子市環境基本計画」の個別の課題をすすめていくための「行動等指針」を策定し、定期的に見直してまいりました。

今後とも、年次報告の作成と併せて、その進捗を管理してまいります。

(詳細は、「第五章 推進体制」をご参照ください)

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第三章 施策の方向

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第三章 施策の方向

第一節 自然を大切にすまち

1 緑

現 況

市は、現在でも貴重な山林等を保有しており、市街地を取り囲むように残された披露山、大崎、桜山大山、神武寺周辺等の緑地が、市民生活に潤いと安らぎを与えています。

また、83箇所、50ヘクタールを超える公園等*1が市内に点在し、緑地と併せて良好な自然環境の保全に寄与しており、新たな公園として、池子住宅地区及び海軍補助施設の一部に、2014年（平成26年）11月に都市公園を設置しました。

一方、民有地の緑地に目を向けると、近年では、土地利用が難しく、残された斜面緑地を利用した宅地開発も進み、市街化区域内の緑地は、減少の傾向にあります。

これまでも「逗子市緑の基本計画」に基づき、樹木の保存を支援する制度等を運用してきましたが、土地の相続費用や維持管理の負担などから緑地を手放す地権者も存在します。

課 題

市では、今後とも適切に公園等を維持管理していくため、老朽化した公園施設の改修や計画的な更新、修繕による公園施設の長寿命化に取り組む必要があります。

また、専門的な知識、技術を必要とする維持管理を市が担い、日常的な維持管理には、地域住民の協力を得るなど、市と市民の協働による維持管理を拡大する必要があります。

そして、民有地の緑地を保全する手段としては、地権者の負担とならずに、緑地を保全していくことができるよう法制度も含めた検討が課題となります。

施策の方向

○「逗子市緑の基本計画」に基づき、各種施策に取り組む（緑政課）

- ・都市公園*1や市所有の緑地等を適切に維持管理し、緑の保全に努める（緑政課）
- ・公園、緑地の維持管理を市民等と協働する里親制度*2を促進するとともに、市民が緑地等に愛着を持てるよう自然観察活動等を支援し、意識啓発を図る（緑政課）
- ・都市計画手法による地域制緑地を適切に運用し、また、民有緑地の更なる保全に向け、地権者の負担も軽減するよう、制度を整備する（緑政課）
- ・適切に開発指導を行い、法令に基づく公園・緑地の設置を指導します。（まちづくり課・緑政課）

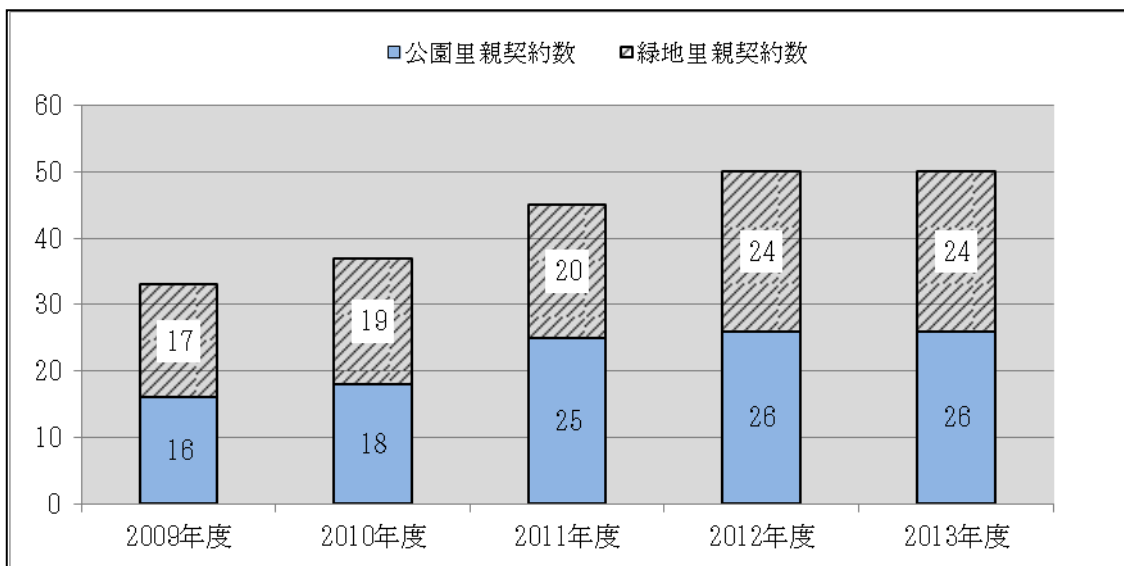
＜市内の公園の現況＞

種別	個所数	面積（㎡）	住民一人当たり面積（㎡）
大規模な公園 （地区公園・近隣公園・特殊公園）	6	210,047	3.49
小規模な公園 （街区公園）	71	100,943	1.68
まとまった面積を持つ樹林地 （都市林、都市緑地等）	6	196,642	3.27
合計	83	507,632	8.44

＊2014年（平成26年）3月31日現在

＜公園・緑地里親制度契約箇所数推移＞

（単位：件）



＊各年度とも、年度末（3月31日）時点での累計契約箇所数

◎用語解説◎

＊1 都市公園

地方公共団体又は国が都市環境の改善、都市の防災性の向上等に寄与するために設置する公園又は緑地のことです。その規模、役割に応じて、街区公園、地区公園、都市林等に種別されます。

＊2 里親制度

市民と市が協働で公共施設の維持管理をすすめる制度です。

公園や緑地など、公共の場を「養子」にみたて、市民がボランティアとして里親になり「養子」である公園や緑地の美化・維持管理を自主的・主体的に行い、市がこれを支援するものです。

2 水辺（河川・海）

現 況

市内の河川は、田越川水系、森戸川水系、小坪川水系から構成されていて、なかでも、田越川は森の源流から市内の中心を貫く逗子市の象徴的な河川であり、これに池子川と久木川が合流して逗子湾に注いでいます。

逗子湾では、漁港から自然の海岸線まで様々な海の要素を楽しむことができます。

逗子海岸は、遠浅で波静かなことから、古くから海水浴場として親しまれ、市内外から多くの人々が訪れています。

隣接する小坪湾には漁港があり、地域にとっての経済産業の場でもあります。

課 題

市は、良好な水質を保つように努めていくため、下水道のさらなる分流化や老朽化した施設の計画的な修繕・更新等により、河川環境への影響に配慮した適切な下水道政策にも引き続き取り組んでいく必要があります。

また、安全性や機能性に十分配慮しつつ親水施設としての整備にも取り組んでいきます。

市民による河川管理用通路の清掃活動や、市との協働による田越川一斉清掃等、市民参加による河川の維持管理活動についても、引き続き取り組んでいく必要があります。

田越川の管理については、県と役割分担をしながら情報を共有し、より一層連携を深めていくとともに、市の河川管理者として、今後とも関係機関や市民と協力して水と親しむ空間、生活に潤いと安らぎを与える空間としての水辺環境の保全と整備を図ります。

近年では、海浜部の狭小化、一部観光客のマナーの低下、水生生物や海藻類等にとっての生息・生育場所としての水域環境の保全等、海岸にはさまざまな課題を抱えています。

今後におきましても、だれもが楽しめるファミリービーチとしての逗子海岸を継承していくために、国、県、海岸営業協同組合等の関係機関や市民と協力して取り組むとともに、市民生活、自然環境、観光、産業のバランスをとって施策に取り組んでいくことが必要です。

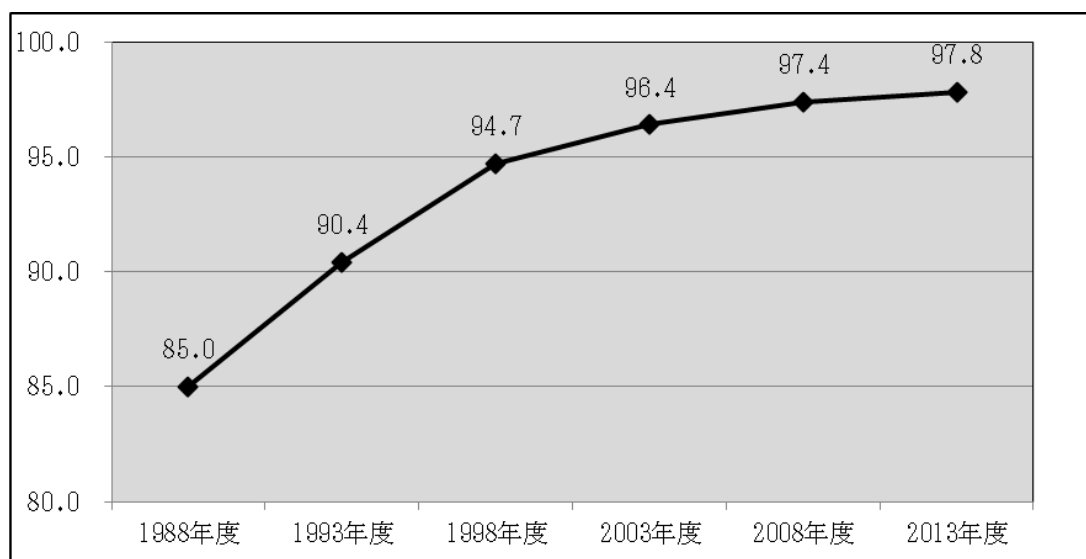
これらの森の源流から海へと連なる水のネットワークにあるそれぞれの水辺空間を今後とも保全するとともに、このネットワークを市民の生活環境と有機的に連携させていくことが必要です。

施策の方向

- 安全で、生態系に配慮した、だれもが河川に親しむことができる整備を進める（河川下水道課）
- 公共下水道への接続及び分流化を促進する（河川下水道課）
- だれもが楽しめるファミリービーチとしての逗子海岸を次世代に引き渡していくため、関係機関、市民と協力して、美化活動や適切な海岸利用に取り組む（経済観光課）
- 関係機関と協力して、砂浜の形状保全や、水質の保全に努める（経済観光課）

＜水洗化率推移＞

（単位：％）



＜田越川一斉清掃＞

年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
参加人数（人）	50	中止（悪天候）	360	700
収集ごみ量（kg）	1, 120	—	1, 100	3, 125

* 田越川の里親団体が中心となって、年に 1 回、上流から下流まで同日に清掃を実施しています

＜ビーチクリーン隊による海岸一斉清掃＞

年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
実施回数（回）	9	12	9	9	9
参加人数（人）	1, 170	2, 030	1, 400	1, 440	2, 020
収集ごみ量（kg）	765	1, 470	990	910	2, 070

* 海岸の美化に努めるため、逗子ビーチクリーン隊が中心となって毎月 1 回（毎月第 1 日曜日）逗子海岸の清掃を行っています。天候不良等により回数が増減しています

3 動植物（生物多様性）

現 況

桜山や沼間、森戸川の源流等、都市部を取り巻く辺縁部には、現在もなお良好な自然が残っており、様々な野生動植物が生息しています。

しかし、山、川、海に生きる生物の生息・生育地の分断化が進めば、生物の集団同士のつながりも希薄になってしまいます。

また、生物多様性を評価するためには、継続的なモニタリング調査が必要ですが、逗子市については、データの蓄積も少なく、特定の野生生物の生息実態を除き、正確な状況は未だ分かっていません。

課 題

公園、河川等について個別に整備する際に生物多様性に配慮するだけでなく、市全体の生物の生息・生育の拠点となる山、川、海を結び、自然のサイクルを保全、再生して行くことが必要であり、これらの自然をつなげることで、市民がそれぞれの自然環境における多様な生態系に触れ、学ぶこともできます。

また、市本来の生物多様性を維持していくため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく取り組みを引き続き実施していくことが必要です。

また、環境省が実施する自然環境保全基礎調査や県のレッドデータブックなどの既往の調査・研究資料等を有効活用するとともに、動植物の生息地は、近隣自治体をまたぐものであることから、関係機関等との連携を図っていくことが必要です。

施策の方向

- 生態系の多様性に配慮した緑地や河川の整備、管理を進める（緑政課、河川下水道課）
- 逗子市内の山、海、川、史跡等を回廊として結ぶ自然の回廊プロジェクト*を推進する（経済観光課）
- 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、野生動物の保護に関する啓発、特定外来生物の捕獲等に取り組む。また、県や近隣自治体等と緊密に情報を共有し、実態の把握に努める（生活安全課）
- 「ずしし環境会議」等の実施する自然観察会活動への支援など地域における市民団体との協働や、市内学校、幼稚園、保育園等の関係機関との連携を深め、動植物とふれあう地域教育を推進する（環境管理課）

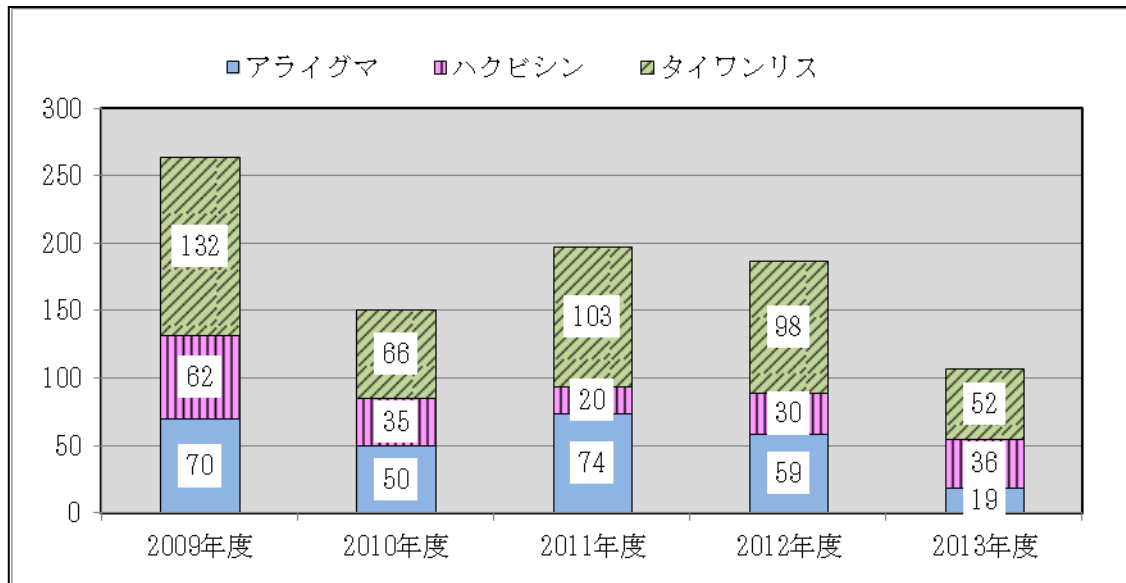
◎用語集◎

*自然の回廊プロジェクト

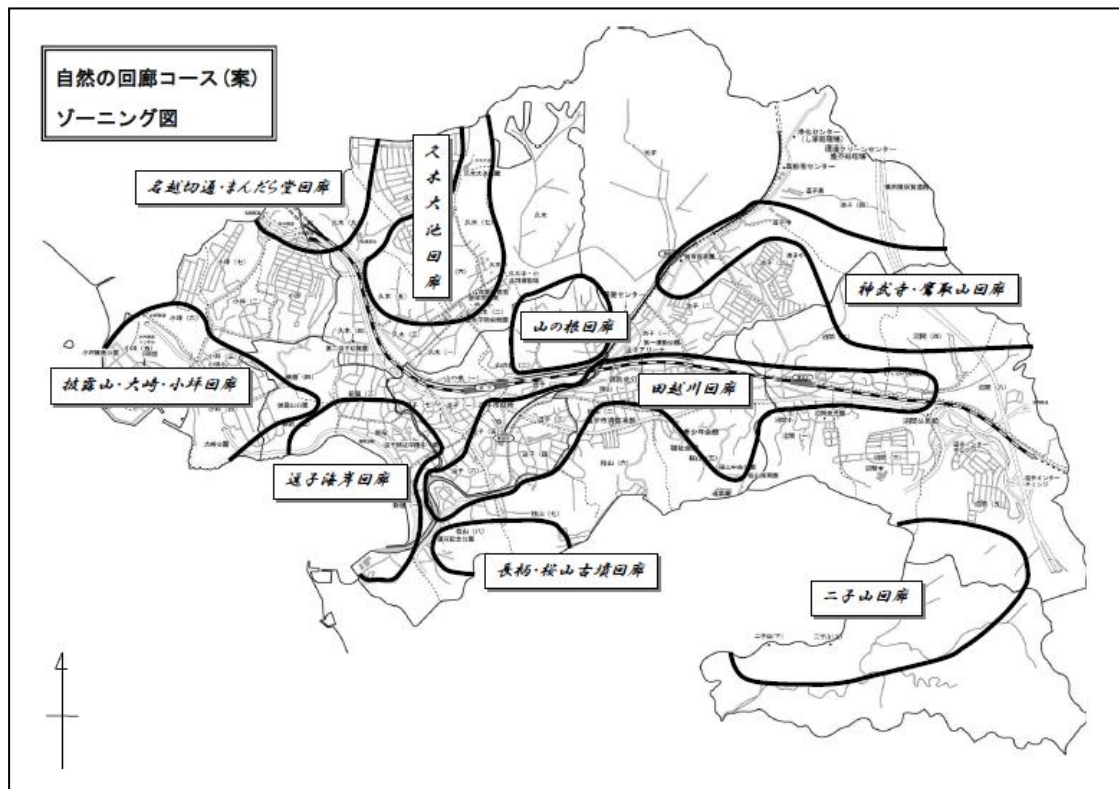
市全域を一つの大きな「自然の回廊」（回廊：建物や中庭などを屈折して取り囲むように造られた歩廊）と見立て、自然と人が調和し、回遊性と活力のあるまちづくりを図るものです。

<特定外来生物捕獲件数>

(単位：頭)



<自然の回廊コース（案）ゾーニング図>



第二節 廃棄物による環境負荷の少ないまち

1 発生・排出抑制～リデュース、リユース～

現 況

市の最終処分場は、残余容量が逼迫しています。2011 年度（平成 23 年度）～2012 年度（平成 24 年度）に静圧密工法による転圧工事を実施し、延命化を図りましたが、工事実施後も従前の埋立て量のままでは、数年で計画容量に達してしまうため、ごみを排出しない「ゼロ・ウェイスト社会」の実現を目指し、廃棄物の減量化・資源化と適正処理に取り組んでいます。

これまで、分別収集品目の拡大と収集回数の変更によるごみの減量化・資源化を進めてきたほか、廃棄物減量等推進員制度、紙布類の集団資源回収奨励金制度、生ごみ処理容器等購入費助成事業、大型生ごみ処理機設置助成事業、市民活動への支援など、様々なごみの減量化・資源化のための取組みを進めてきました。

近年では、資源物の拠点回収、植木剪定枝の一部資源化、事業系ごみ処理の見直し、焼却残さやガラスくずの資源化、協働事業提案制度による市民協働の取組みなど、新たな施策を展開しています。

また、2015 年（平成 27 年）10 月には家庭ごみ処理の有料化を実施します。

課 題

最終処分量の減量と環境負荷の低減のため、更なるごみの減量化・資源化を一刻も早く進めることが喫緊の課題です。

廃棄物は、いったん発生、排出すると、資源としてリサイクルされる場合であっても、少なからず環境への負荷を生ぜしめ、また、多額の経済的コストがかかりますので、廃棄物を発生、排出させないことや、使用された製品等を再び使用することが効果的です。

あらためて、3R（リデュース、リユース、リサイクル）のうち、2R（リデュース、リユース）の取組みの重要性を再認識し、市民や事業者の自主的なごみの発生・排出抑制、再利用の取組みを促進する施策や、啓発活動を推進することが重要です。

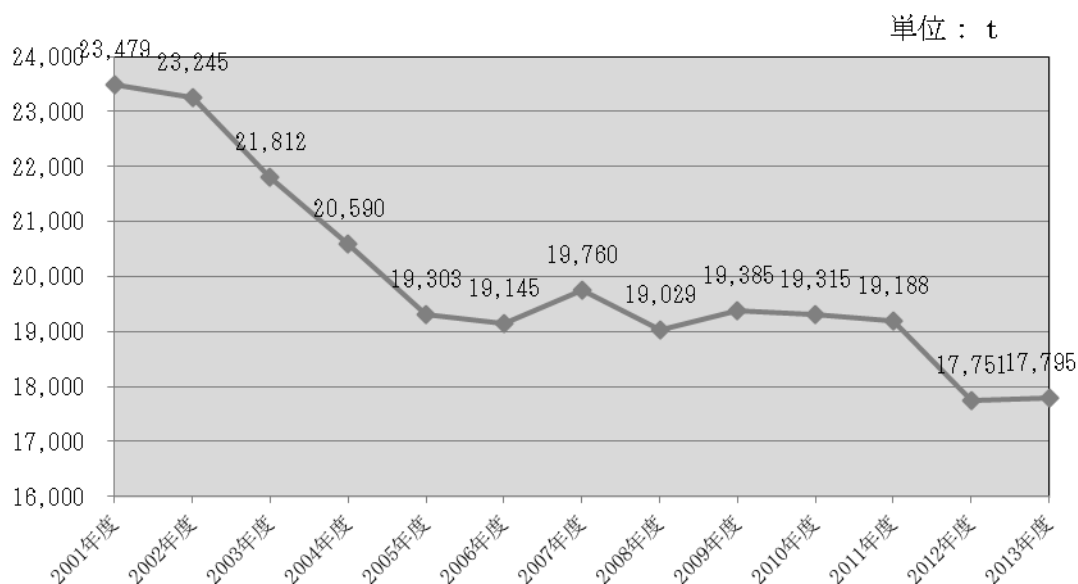


生ごみ処理容器の例：バクテリア de キューロ

施策の方向

- 「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各種施策を展開する（資源循環課）
 - ・ごみの発生・排出抑制の意識付けを図る（資源循環課）
 - ・事業系ごみ処理はごみ処理原価を踏まえ適正な手数料水準になるよう適切な時期に見直しを図る。（資源循環課）
 - ・生ごみの資源化・減量化を進めるため、家庭用生ごみ処理容器の一層の普及を図る（資源循環課）
 - ・市民との協働により発生・排出抑制、再利用の啓発をすすめる（資源循環課）
 - ・公共施設、公共事業から発生する廃棄物の発生・排出抑制を図る（各課）

＜ごみの総排出量の推移＞



＜生ごみ処理容器等購入費助成台数＞

(単位：台)

種類	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
コンポスト容器	19	9	5	11	6
EM 処理容器	12	17	6	10	8
電動処理器	40	28	19	28	22
キエーロ	13	43	36	65	247
その他	2	6	1	5	12
合計	86	103	67	119	295

2 資源の再生利用～リサイクル～

現 況

本市の分別収集は、燃やすごみ、不燃ごみ、ペットボトル、容器包装プラスチック、あき缶・あきびん、紙・布類、粗大ごみの7分別となっています。

ペットボトル、容器包装プラスチック、あき缶・あきびんの4品目は、環境クリーンセンターの中間処理施設で異物の除去、選別、圧縮・梱包等の処理を行った後、リサイクル業者に引き渡し、資源化をしています。紙・布類は、集団資源回収または市の委託により、民間事業者が収集、運搬、資源化処理を行い、不燃ごみ、粗大ごみは、環境クリーンセンターの粗大ごみ処理施設で破砕処理し、一部の鉄くずを回収して資源化しています。

2013年度（平成25年度）からは、最終処分量の多くを占めている焼却残さやガラスくずの資源化を実施し、2014年（平成26年）9月からは「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、使用済みの小型家電の回収を実施しています。

2015年（平成27年）10月には、家庭ごみ処理の有料化にあわせて、燃やすごみの約15%を占める植木剪定枝を新たな資源化品目として分別収集の対象とします。

さらに、ごみ収集体制の見直しと分別収集品目の拡大を図ることも計画しています。

課 題

容器包装プラスチックは、異物や著しく汚れたものなど不適物の混入が多く、また、紙・布類のミックスペーパーについては、依然として誤解や理解不足が多くみられるため、市民に対する分別方法の周知啓発の強化が必要です。

特に、燃やすごみの約30%を紙ごみが占めていることから、紙ごみの分別意識の向上と分別排出の徹底を図ることが喫緊の課題です。

資源化処理の過程におけるロス（廃棄物の発生）を減らし、資源化効率の向上を図っていくとともに、新たな分別収集品目、資源化品目の拡大に継続的に取り組み、廃棄物を貴重な資源として一層有効活用していくことが求められます。

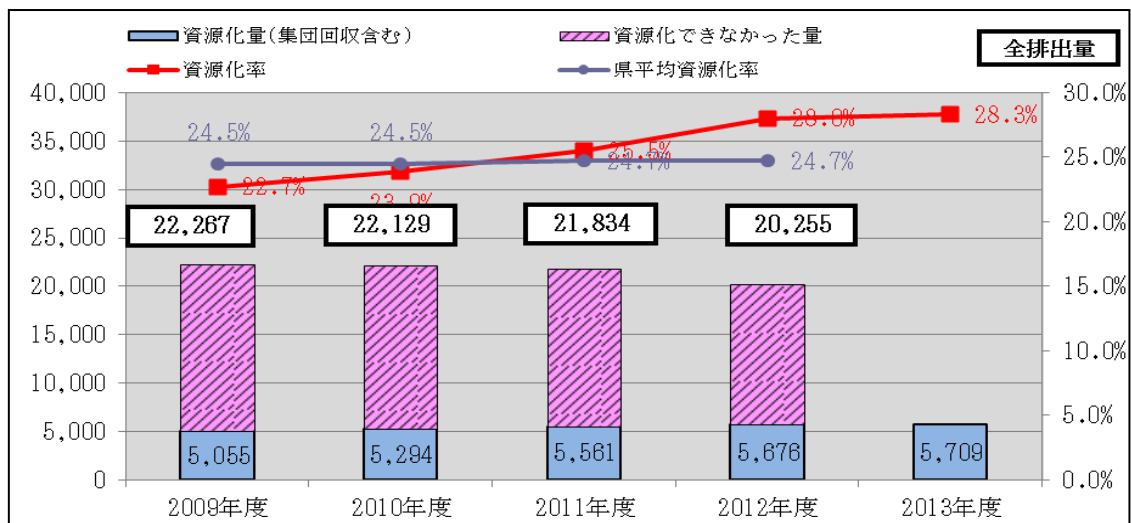
施策の方向

○「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各種施策を展開する（資源循環課）

- ・分別収集品目の拡大、新たな資源化品目の検討を進め、資源化率（資源化量の総発生ごみ量に占める割合）を高める（資源循環課）
- ・資源物の分別意識の向上と分別排出の徹底を図る（資源循環課）
- ・資源回収奨励金制度の合理化、活性化による資源化の促進を図る（資源循環課）
- ・市民との協働により資源ごみの分別徹底の啓発をすすめる（資源循環課）
- ・公共施設、公共事業から発生する資源ごみの分別の徹底を図る（各課）

＜資源化量＞

(単位：t、%)



*資源化率：資源化した廃棄物合計の全排出量の割合

*2013年度（平成25年度）の数値は2015年（平成27年）3月までに確定予定

＜焼却灰量・最終処分量の推移＞

(単位：t)

項目	主灰	飛灰	計	不燃ごみ残さ	最終処分量
2009年度	2,335	366	2,701	345	3,046
2010年度	2,379	312	2,691	356	3,047
2011年度	2,222	320	2,542	357	2,899
2012年度	1,377	216	1,593	309	1,902
*：2012年度近隣市に燃やすごみを搬出しなかった場合（試算）			2,239	309	2,548
2013年度	1,634	279	1,913	432	2,345

◎用語解説◎

*主灰

ごみを燃やした後に出る。燃えがら

*飛灰

ろ過式集じん器（バグフィルター）で、取れた細かいほこり状の灰

3 適正処理

現 況

市では、池子4丁目地内に汚物処理場・ごみ焼却場として一般廃棄物の中間処理、最終処分を実施する逗子市清掃センター（環境クリーンセンター）を設置し、一般廃棄物の処理・処分を行ってきました。

逗子市では、分別品目ごとの回収日を定め、市内約 1,000 か所のごみステーションから収集し、燃やすごみは焼却施設で、不燃ごみ・粗大ごみは粗大ごみ処理施設で、あき缶・あきびん類はあき缶・あきびん選別処理施設で、容器包装プラスチックは容器包装プラスチック選別処理施設で、ペットボトルはペットボトルストックヤード施設でそれぞれ処理を行っています。

焼却施設では、ダイオキシン類等の有害物質について、2000 年度（平成 12 年度）から 2002 年度（平成 14 年度）にかけて、対策工事（バグフィルターの設置等）を実施し、関係法令による基準を下回るよう測定監視を継続しています。さらに、施設の長寿命化のための大規模改修（基幹改良工事）を 2011 年度（平成 23 年度）から 2013 年度（平成 25 年度）にかけて実施しました。

最終処分場の残余容量が限界に近づいてきていますが、今後、新たな最終処分場を市内に造ることは非常に困難です。

課 題

廃棄物については、依然として分別されていないなどルール違反が多く見受けられ、ごみの減量化・資源化はもとより、更なる分別排出の徹底を図る必要があります。

環境クリーンセンターでは、粗大ごみ処理施設の老朽化や機械選別の精度の低下などから、施設の更新に向けた検討が必要です。

また、あき缶・あきびん選別処理施設では、ガラス残さが多量に発生しています。

粗大ごみ処理施設やその他の資源化施設の更新・維持管理計画の更新にあたっては、逗子市一般廃棄物処理基本計画に基づき、喫緊の課題である最終処分量の減量と環境負荷の低減に取り組み、十分に廃棄物の排出抑制が図られた段階で、施設規模等を検討してまいります。

＜逗子市環境クリーンセンター＞



施策の方向

- 「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各種施策を展開する（資源循環課・環境クリーンセンター）
- ・ごみ分別の徹底について、さらなる意識啓発をはかる（資源循環課・環境クリーンセンター）
 - ・環境クリーンセンターを適正に稼働し、ダイオキシン類等の有害物質について、関係法令による基準を下回るよう測定監視を続け、適切に情報を公開する（環境クリーンセンター）
 - ・環境クリーンセンターの各処理施設について、計画的な修繕及び更新を実施し、適正な稼働を維持する（環境クリーンセンター）

＜ごみ分別マナー違反推移（ダメシール、迷惑シール）＞（単位：枚）

種類	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
ダメシール・赤	443	484	531	846	620
迷惑シール・黄	17,505	18,579	18,841	18,112	16,384

＜各種設備の設置年、最終更新年＞

設備	設置年	最終更新年
焼却施設	1968 年	1981 年
粗大ごみ処理施設	1979 年	—
容器包装プラスチック選別処理施設	2004 年	2010 年
びんかん選別施設	1994 年	—
ペットボトルストックヤード施設	1999 年	—
最終処分場	2045 年	1992 年

◎用語解説◎

*ダメシール・赤

市が収集しないごみ

*迷惑シール・黄

収集日や分別を間違えたごみ

第三節 温室効果ガス排出の少ないまち

1 省エネルギーの促進

現 況

二酸化炭素に代表される温室効果ガス等による地球温暖化は地球規模で取り組むべき問題ではありますが、市においても、市民・事業者と一体となって取り組む必要があります。

市では、2008年（平成20年）に「逗子市地球温暖化対策実行計画」を策定し、環境に配慮した行動に取り組んでまいりましたが、市が排出する温室効果ガスの量は、2013年度（平成25年度）時点で2007年度（平成19年度）に対して増加しており、引き続き、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいきます。

一方、市以外が排出させる温室効果ガスの量に目を向けますと、市内には大規模な工場等はありませんので、電気、ガス等のエネルギー利用や、自動車の利用に伴うガソリン等の燃焼、水道の利用、廃棄物の焼却等、市民一人一人の生活に起因するものが中心となっています。

については、自動車社会から「歩行者と自転車を優先するまち」への転換を目指して、2009年度（平成21年度）から市民と共にワークショップ、啓発イベント等を実施しています。

課 題

市全体が、環境に配慮したライフスタイルを実施するきっかけとなるよう、引き続き、意識啓発に取り組んでいく必要があります。

また、設備についても、温室効果ガス排出量削減を加速させるべく、環境に配慮した省エネルギー型の住宅やオフィスへの更新を市民・事業者に促していくためには、さらなる意識啓発や支援も必要になります。

逗子市交通計画等の関連計画と整合をとりつつ、過度な自動車依存から脱却し、より温室効果ガス排出量の少ない移動手段である公共交通の積極的な利用、自転車、徒歩への転換をすすめるため、近隣自治体や関係機関とも連携して、施策にも取り組んでいく必要があります。

施策の方向

- 「逗子市地球温暖化対策実行計画」の達成に向け、施策に取り組む（環境管理課）
- 市民・事業者の温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを促進するため意識啓発・支援を実施する（環境管理課）
- 「歩行者と自転車を優先するまち」に向け、市民と協働で施策に取り組む（生活安全課・環境管理課）

＜日本の温室効果ガス排出量内訳（国・2012年度（平成24年度））＞

ガス	起源	部門	量(t-CO ₂ /年)	シェア (%)
二酸化炭素	エネルギー起源	産業部門	419	89.7
		運輸部門	230	
		業務その他部門	248	
		家庭部門	189	
		エネルギー転換部門	87.4	
	非エネルギー起源		67.6	5.2
メタン			20.3	1.6
一酸化二窒素			21.6	1.7
代替フロンガス			25.1	1.9

出典：環境省報道発表（2013年（平成25年）4月12日）より作成

＜電力需要の推移（逗子市）＞（単位 電力需要量：kWh/年、世帯数：世帯）

項目	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
電力需要量*1	125,827,660	132,184,083	123,671,873	121,128,447	119,382,657
世帯数*2	24,088	23,844	24,023	24,018	24,082

出典：*1 東京電力㈱藤沢支社調べ(藤沢支社管内各行政公表の世帯数を基に得た『参考値』です。)

*2 「統計ずし」より

＜自動車登録台数の推移（逗子市）＞

項目	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
乗用車	16,343	16,203	16,305	16,160	16,044
軽自動車	4,019	4,139	4,227	4,355	4,547
乗合・貨物自動車	749	722	701	682	691
二輪車	822	828	827	843	826
その他	246	246	226	227	227
合計	22,179	22,138	22,286	22,267	22,335

出典：関東運輸局神奈川運輸支局

2 再生可能エネルギーの利用促進

現 況

我が国における温室効果ガス排出量の約9割はエネルギー起源によるものであり、温室効果ガス排出量を削減するため、また、住民生活の基盤となる電力等のインフラを強固にしていくためには、再生可能エネルギー設備等の導入を促進することが重要です。

逗子市においては、これまでも公共施設における再生可能エネルギー設備の設置をすすめており、市庁舎、市立体育館（逗子アリーナ）、市立小中学校8校全ての屋上に太陽光発電システムを設置しました。

また、災害時の緊急電源として、第一運動公園体験学習施設スマイルや、沼間公民館にも太陽光発電システムを設置しています。

一方、市民の再生可能エネルギー設備導入の支援として、2003年度（平成15年度）から2013年度（平成25年度）まで、太陽光発電設置システム設置に係る補助制度を運用し、2014年度（平成26年度）には、新たに住宅用スマートエネルギー設備等導入への補助制度を創設しました。

課 題

これまでの一極的な電力供給への依存から脱却し、地域としてエネルギーを管理することが必要であり、再生可能エネルギー設備による分散型電源をネットワーク化し、地域における安定的なエネルギー供給体制を整備したスマートコミュニティへの転換が課題となっています。

現在、国、県をはじめ多くの自治体では、これらの地域によるエネルギー管理を進めていくため、企業の研究開発への助成や社会実験を実施しています。市においても、その経済性、地域性にあった再生可能エネルギー設備等の普及促進に取り組んでいく必要があります。

また、老朽化した公共施設の更新や新規施設配置を検討する際には、市自らが再生可能エネルギー設備の導入について、積極的に検討していくことが重要です。

今後は、店舗や事業所など多様な形態の建築物に係るスマートエネルギー設備や、新たな技術開発等にも対応したきめ細やかな支援制度の検討を進め、市民との協働によるイベント等で積極的に意識啓発に努めていく必要があります。

施策の方向

- 公共施設の再生可能エネルギー施設を適切に維持管理するとともに、新たな施設を整備する際には、再生可能エネルギー設備の設置を積極的に検討する（各施設の所管課）
- 市民の再生可能エネルギー設備導入に向けた意識啓発、支援を実施する（環境管理課）

◎用語集◎

* HEMS

家庭向けのエネルギー管理の仕組み、あるいはそのサービス。家電や電気自動車などを通信でつないでエネルギー消費を可視化し、適切なアドバイスを提供してエネルギー消費の最適化を図る。Home Energy Management System の略。

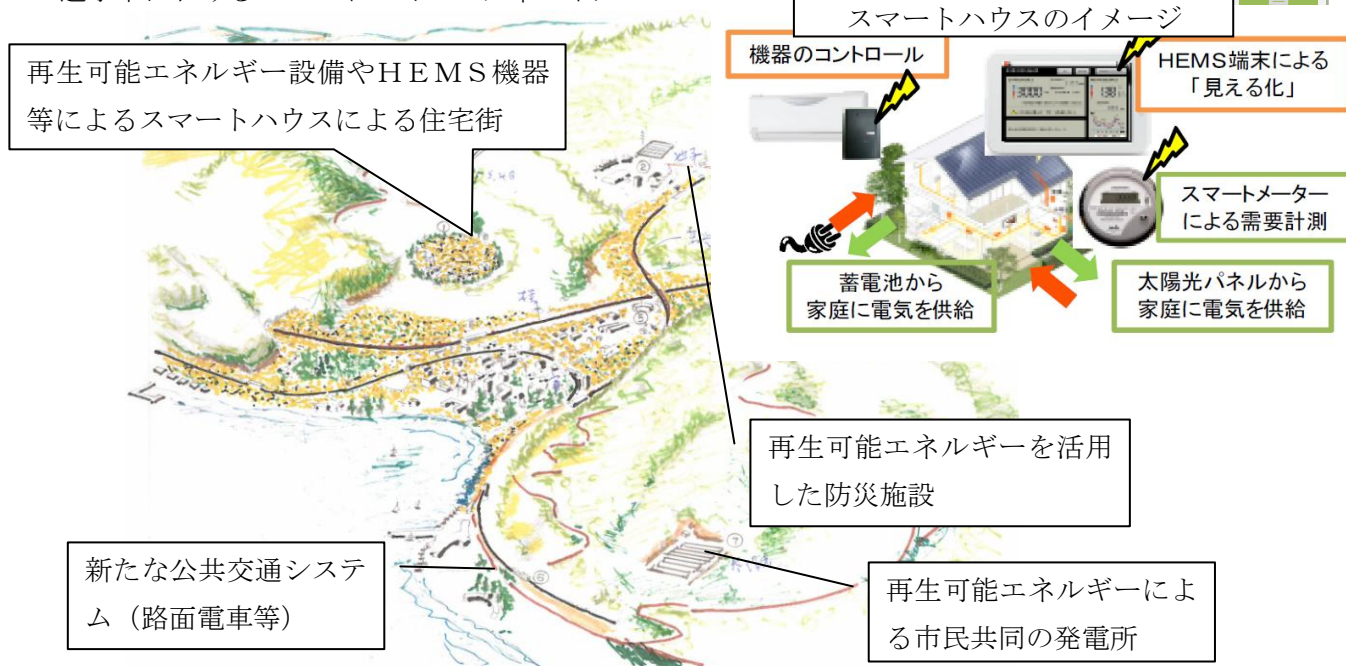
* 再生可能エネルギー

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律において「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。

* スマートコミュニティ

化石燃料や原子力などの大規模発電所が、各家庭や工場などの需要側に送配電する従来のシステムに対し、需要側でも最大限に再生可能エネルギーなどの分散型電源を取り込み、供給側と需要側の双方向で管理する電力の新しい系統制御を行う社会を示す。

＜逗子市におけるスマートコミュニティのイメージ＞



＜市内の太陽光発電システム設置数及び補助件数＞ （単位 件数：件、発電量：kWh）

項目	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
市内設置件数	34	50	69	153	111
補助	件数	17	31	54	93
実績	発電量	54.35	118.85	220.37	382.75
				222.53	

出典（市内設置件数）：東京電力㈱藤沢支社調べ

第四節 暮らしと景観に配慮したまち

1 良好な景観の形成

現 況

市は、2006 年（平成 18 年）に逗子市景観条例、逗子市景観計画を策定し、逗子の特性が生かされた良好な景観を守り、育て、つくり、将来に継承させるために、市民参加の下、豊かな景観の実現を図り、潤いと安らぎのあるまちづくりを進めてきました。

一定規模以上の開発行為、建築行為等を実施する際には、学識経験者によって構成する逗子市景観審査委員会の意見を聞きながら、事業者に指導をしています。

市は、良好な景観の形成に関する方針を定めるとともに、特に逗子市の貴重な景観特性が象徴的に現れ、また、都市計画に重要な役割を担う場所として、良好な景観形成が特に必要とされる 3 地区を景観形成重点地区に定め、地区住民や事業者とのワークショップ等を重ね、景観形成重点地区ごとの景観形成の方針や基準の整備を進めてきました。

また、2007 年（平成 19 年）には歴史的景観保全地区内に位置する旧脇村邸を景観重要建造物に指定しました。

一方、地域にとって景観形成に大きな影響を与える公共施設については、施設の整備の際に景観審査委員会の意見を聞くこととし、市が先導的に景観に配慮した整備を進める体制を整え、特に市民に親しまれている田越川、逗子海岸、国道 134 号線及び逗子駅周辺の商店街の通り等については、2013 年（平成 25 年）度に景観重要公共施設に指定し、景観形成の方針を定めています。

課 題

今後は、これまで整備してきた逗子市景観条例、逗子市景観計画等の制度を適切に運用しつつ、2013 年度（平成 25 年度）に策定した市民との協働による逗子の景観にふさわしい新たなデザインコードを活用し、逗子市にとって重要な景観要素である、豊かな自然景観やそれに溶け込む良好なまちなみの保全、逗子らしい新たな景観の創造に取り組んでいきます。

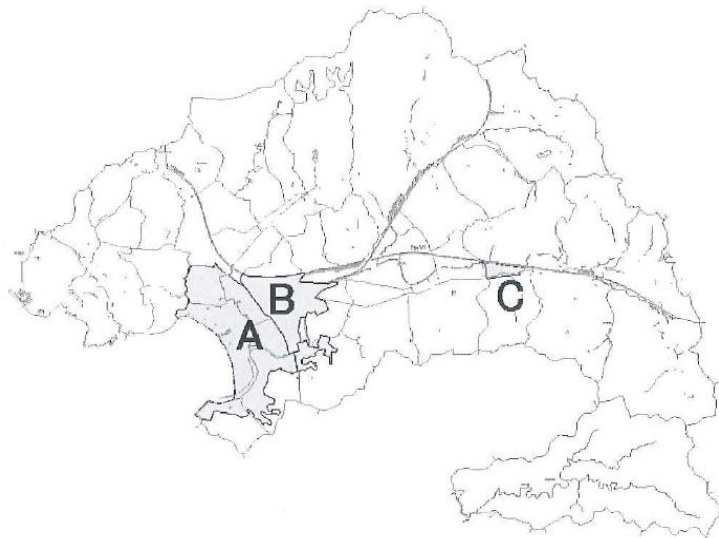
施策の方向

○逗子市景観条例、逗子市景観計画等を適正に運用、実施する（まちづくり課）

- ・建築物の景観配慮指導等を通じて、逗子らしいまちなみの保全及び創造に努める（まちづくり課）
- ・関係機関と協議し、景観に配慮した公共施設の整備を推進する（まちづくり課）
- ・市民との協働で開催するイベント等にて、景観に対する市民・事業者の意識啓発に努める（まちづくり課）

< 景観形成重点地区における事業について >

地区名	目的・目標	結果
A 歴史的景観保全地区	景観形成を考える上で先導的に取り組むべき地区として景観計画に位置付けたもの。歴史ある風景の佇まいの未来への継承、現存する歴史的建造物の保全活用等を方針として掲げている。	2010 年（平成 22 年）3 月に景観形成重点地区（1 地区目）として歴史的景観保全地区の景観形成基準、景観形成の方針及びガイドラインを策定した。
B 逗子駅周辺地区	景観形成を考える上で先導的に取り組むべき地区として景観計画に位置付けたもの。逗子の玄関口に相応しい、風格と賑わいのある景観の形成等を目的とする。	2011 年（平成 24 年）10 月に 2 地区目、3 地区目として、景観形成基準、景観形成の方針及びガイドラインを策定した。
C 東逗子駅周辺地区	景観形成を考える上で先導的に取り組むべき地区として景観計画に位置付けたもの。逗子の東の拠点として施設整備と併せて潤い、賑わい、親しみを目標に景観の形成を図る。	



< 景観重要建造物 旧脇村邸 >



（正面玄関）



（保存活動の様子）

2 暮らしのための基盤整備

現 況

市は、豊富な自然環境、交通面での利便性等による恵まれた生活環境があり、この居住環境を守っていくため、「逗子市の良好な都市環境をつくる条例」、「逗子市まちづくり条例」を制定し、逗子市に適した土地利用がなされるよう、市民への周知、事業者への指導をしてきました。

また、市では地域住民による自主的なまちづくり協議が盛んであり、逗子市まちづくり条例に基づく地区まちづくり協議会への支援などを通じ、地域ごとの特性を生かした街並みの形成に向けて取り組んでまいりました。

一方で、高齢化率の進行や社会ニーズの多様化に対応するため、2000 年度（平成 12 年度）にミニバスの運行を開始するなど、交通事業者と協力して、公共交通機関の充実を図ってきました。

なお、生活の基盤となる道路環境については、逗子市には狭あいな道路が多く、高齢者をはじめとした歩行者の安全性を確保するため、「逗子市交通バリアフリー基本構想」に基づき市内道路整備に取り組んでいます。

課 題

住宅都市として求められる機能は多様化しており、特に、高齢化社会に対応したバリアフリー機能を持ち、災害に強い、だれもが安全に安心して生活できる環境への要望が強くなっています。

市においては、恵まれた自然環境とのふれあいの場を残すこと、財政的な負担のかかる大規模な工事等が難しいこと等とバランスを取りながら、市民の居住環境における安全、安心を守っていくことが必要です。

施策の方向

- 逗子市まちづくり条例、逗子市の良好な都市環境をつくる条例などを適正に運用し、適正な土地利用を誘導する（まちづくり課）
- 狭あい道路の整備を進めるとともに、逗子市交通バリアフリー基本構想等に基づき、安全安心に移動できる道路整備をすすめる（都市整備課）
- ミニバス等の新たな交通システムの検討に取り組む（環境管理課）
- 関係機関とともに、急傾斜地の整備を進める（都市整備課）

＜逗子市まちづくり条例、逗子市の良好な都市環境をつくる条例手続き件数等＞

条例	項目	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
逗子市まちづくり条例	開発件数	3件	5件	2件	3件	2件
	建築件数	3件	3件	4件	1件	1件
逗子市の良好な都市環境をつくる条例	件数	3件	5件	3件	2件	1件
	開発面積	1,996.30 m ²	12,954.35 m ²	7,699.63 m ²	1,909.38 m ²	600.60 m ²
	緑地面積	407.28 m ²	6,571.52 m ²	2,486.79 m ²	402.13 m ²	133.55 m ²
	緑地率	20.4%	50.7%	32.3%	21.1%	22.2%

＊逗子市まちづくり条例手続き件数は、協定を締結したものであり、逗子市の良好な都市環境をつくる条例の緑地面積は、保全された緑地と新たに設置された緑地の合計面積

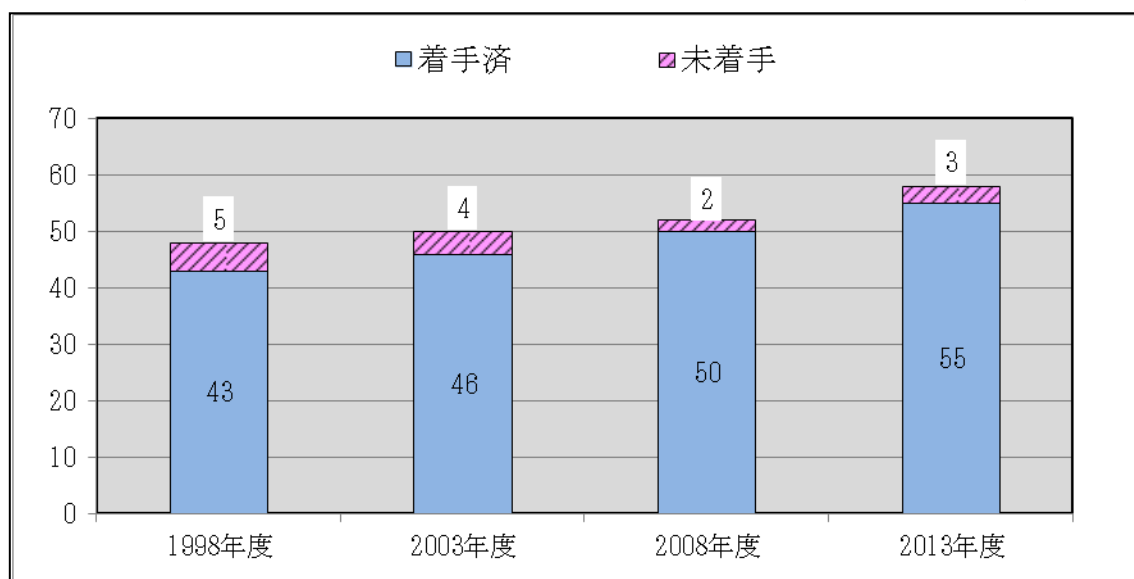
＜狭あい道路の拡幅延長＞

(単位：メートル)

年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
拡幅延長	71	289	225	253	73

＜急傾斜地崩壊危険区域の指定数等（累計）＞

(単位：箇所)



◎用語集◎

＊急傾斜地崩壊危険区域

がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）による災害から住民の生命を保護するため、がけ崩れを誘発助長するような行為を制限する必要がある土地や、急傾斜地崩壊防止工事を行う必要がある土地のことで、県知事が指定し、崩壊防止工事を施工します。

3 生活環境の諸問題

現 況

わたしたちの生活を取り巻く様々な環境は、関係法令基準内の良好な生活環境で維持される必要があります。

大気汚染の主な発生源は、工場や事業所、自動車等です。

市には大規模な事業場や工場等の固定発生源が少ないことから、自動車から排出される排出ガスが発生源の多くを占めるものと思われますので、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の規定に基づき、駐車場管理者への指導等により、アイドリングストップ対策等の啓発をすすめてきました。

水質・土壌の保全、化学物質による環境汚染については、逗子市では、公共下水道の高い普及率や、大規模な工場等がないことから良好な環境が保たれています。

また、日常生活の様々な場面で発生する騒音や振動、生活排水やごみの不法投棄、自動車からの排出ガスなどによる悪臭等の問題もあります。

これらの問題は、個人の感じ方や生活習慣の違いから生じることもあり、市民一人一人が、マナーを守って、近隣へ迷惑をかけないように配慮をすることで解決する場合も少なくありません。

課 題

市では、引き続き関係機関と連携して、大気、水質等の環境の実態把握に努めるとともに、連携した取り組みを実施していく必要があります。

また、環境負荷の軽減、交通渋滞や事故発生の低減を目的として、ソフト手法も含めた交通の分散化を進めることにより、過度な自動車依存からの脱却した「楽しく歩ける環境づくり」を目指しており、「逗子市交通計画」や「歩行者と自転車を優先するまちアクションプラン」等に基づき、関係機関や市民団体との協働による各種施策を実施していくとともに、より一層の啓発活動等に取り組んでいく必要があります。

施策の方向

- 生活環境の諸問題について、関係機関と連携して、監視、測定し、実態の把握、市民への意識啓発に努めるとともに、問題が発生した場合は、速やかに対応する（生活安全課、河川下水道課）
- 環境クリーンセンターを適正に稼働し、ダイオキシン類等の有害物質について、関係法令による基準を下回るよう測定監視を続け、適切に情報を公開する（環境クリーンセンター）
- 「歩行者と自転車を優先するまち」に向けて、市民と協働して施策に取り組む（生活安全課・環境管理課）

＜大気中の浮遊物質等の経年変化＞

(単位 光化学オキシダント濃度、二酸化硫黄濃度、二酸化窒素濃度：PPM、浮遊粒子状物質濃度：mg/m³)

計測対象	2011 年度	2012 年度	2013 年度	法定基準
光化学オキシダント濃度 (PPM)	0.042	0.045	0.046	1 時間値が 0.06ppm 以下であること
浮遊粒子状物質濃度	0.028	0.022	0.020	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること
二酸化硫黄濃度	0.003	0.003	—	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること
二酸化窒素濃度	0.014	0.012	0.012	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること

＊市庁舎屋上にて測定。光化学オキシダント濃度は昼間の日最高 1 時間の年平均値。その他は年平均値

＜水質汚濁状況の推移（年平均値）＞

(単位：mg/ℓ)

計測対象	測定場所	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	法定基準
河川 BOD	渚橋	1.1	1.1	1.1	1.3	0.8	3mg/ℓ以下
海域 COD (mg/ℓ)	上層	1.4	1.7	1.4	1.5	1.3	2mg/ℓ以下
	下層	1.0	1.2	1.2	1.3	1.1	
	【葉山沖】 全層	1.2	1.5	1.3	1.5	1.2	

＜公害苦情の処理件数＞

(単位：件)

年度	騒音	振動	水質	大気	悪臭	その他	総数
2011 年度	15	0	0	0	8	0	23
2012 年度	9	1	2	1	2	0	15
2013 年度	17	0	5	2	8	0	32

＊苦情は全て年度内に解決済みであり、次年度への繰り越しはない

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第四章

施策の体系と 具体的な取り組み

第四章 施策の体系と具体的な取り組み

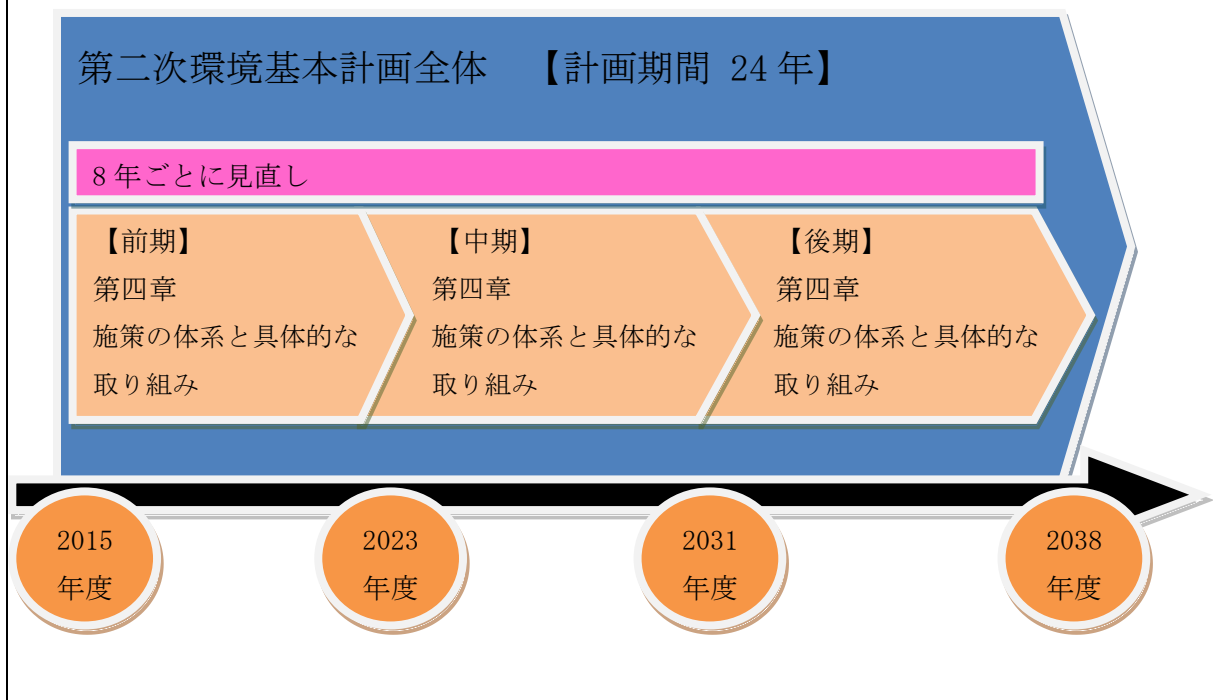
環境基本計画を推進していくために、市民、事業者、市がそれぞれの役割を担いながら一体となって施策に取り組んでいく必要があります。

また、環境基本計画の計画期間を24年間としたうえで、成果が評価でき、実行性が確保される計画とするためには、めざす将来像の実現のために必要な政策・施策を具体的かつ体系的にわかりやすく整理する必要があります。

そのため、この章では、第三章の施策の方向までの内容を踏まえて、取り組みを具現化するため、毎年度の予算編成及び事業実施の指針としたおおむね8年間の事業計画を示します。

この章では、市の役割である具体的な取り組みとともに、市民、事業者の役割についても記載していますが、市民、事業者の役割については、別途この計画に基づく「行動等指針」を策定し、具体的に示します。

イメージ図



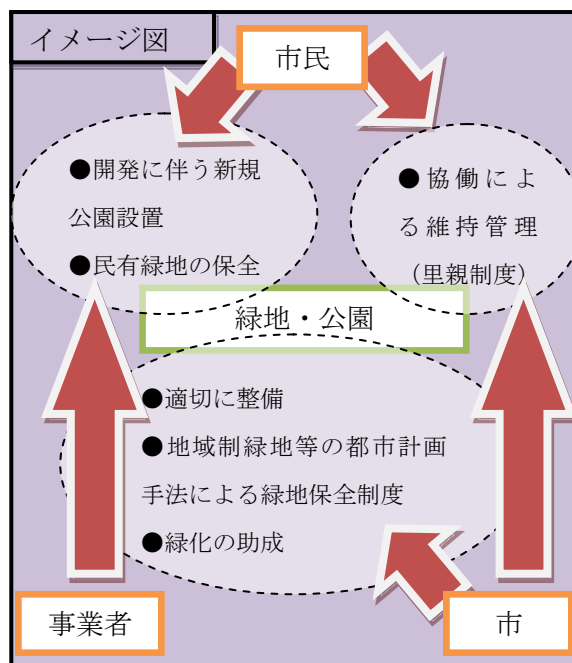
第一節 自然を大切にするまち

1 緑

逗子市の緑を守り創っていくためには、市による公園、緑地の整備や、市民、事業者による開発等に伴う新たな公園の設置だけでなく、都市計画手法も含め、民有緑地の保全策を検討していくとともに、その維持管理にも市民の参加が不可欠です。

また、市においては、地域ごとの特性に鑑み、適切に公園等を整備・維持管理し、市民が親しめる場として、質の高い緑を維持していく必要があります。

市の役割



施策の方向

- 「逗子市緑の基本計画」に基づき、各種緑施策を展開する（緑政課）
- ・都市公園や市所有の緑地等を適切に維持管理し、緑の保全に努める（緑政課）
- ・公園、緑地の維持管理を市民等と協働する里親制度を促進するとともに、市民が緑地等に愛着を持てるよう自然観察活動等を支援し、意識啓発を図る（緑政課）
- ・都市計画手法による地域制緑地を適切に運用し、また、民有緑地の更なる保全に向け、地権者の負担も軽減するよう、制度を整備する（緑政課）
- ・適切に開発指導を行い、法令に基づく公園・緑地の設置を指導します。（まちづくり課・緑政課）

1 緑地の保全

具体的な取り組み	所管
みどり基金の活用により、市内の緑地の保全に努める。	緑政課
緑化や樹木、樹林の保全に係る助成制度を拡充し、市民が利用しやすい市街地の緑化推進事業へと見直しを進め、民有緑地の保全に努める。	緑政課
環境影響評価を適切に維持し活用する。	まちづくり課
神奈川県の実施する線引き見直し時において、県の方針に合致する、市街化の見込みのない市街化区域縁辺部の緑地については、地権者の同意を得た上で市街化調整区域への編入手続きを行うことで良好な自然環境の保全を図る。（県の都市計画決定）	環境管理課

	市街地の緑の創造とより安全な避難場所をつくるために、その経路も緑化するとともに、災害避難場所への常緑広葉樹の植樹（いのちの森）について検討し、実施する。	緑政課
	2022 年度（平成 34 年度）の目標	現状
	1-1 市全域の緑被率約 60 パーセントを維持する。	58.3%（2004 年度）
	1-2 特別緑地保全地区を 3 地区指定する。	指定されていない
	1-3 名越切通周辺の歴史的風土保存区域内の枢要な部分が、歴史的風土特別保全地区に指定されている。	指定されていない
2 公園の整備・維持管理		
	具体的な取り組み	所管
	誰でもが安全で快適に利用できるように都市公園の整備を図る。特に、街区公園が不足している地区においては、重点的に公園等の整備を進める。	緑政課
	公園施設長寿命化計画等に基づき適切な維持管理を実施する。	緑政課
	アダプトプログラム等による市民協働による管理を推進するため、より多くの市民参加を促す。	緑政課
	市民の参加により、名越緑地において里山の再生と活用を図る。	緑政課
	2022 年度（平成 34 年度）の目標	現状
	2-1（仮称）池子の森自然公園を、生物多様性等に配慮しつつ、防災対策拠点的な性格を有する公園として整備する。	基本計画を策定した
	2-2 市民 1 人あたり都市公園面積が 10 m ² （平方メートル）になる。	8.72 m ² （2013 年度）
	2-3 公園において里親契約を結んでいる箇所数の割合が 50%以上になっている。	32.5%（83 箇所中 27 箇所）（2013 年度）

市民の役割

- 市民が主体となって、自然観察会等を行い、各種意識啓発活動に積極的に参加します。
- 名越緑地などにおいて貴重な谷戸の自然を保全しつつ、自然を体験するイベントを行い、市民はこれに参加します。
- 地域の緑地・公園について、下草刈りなどの体験イベントを行い、市民はこれに参加します。
- 自然体験の場づくりのための用地確保に協力します。
- 市の助成制度を活用し、住宅の緑化を進めます。

事業者の役割

- 商店街や駅前などに花や緑を植えます。
- 事業所などにおける市の緑地保全啓発事業に協力します。
- 街路樹の促進に協力します。

リーディング事業

市では、「逗子市総合計画」の「第3編 実施計画」の『第3章「わたしたちはこんなまちにしていこう」を実現するために』に、特に戦略的・重点的に取り組むものとしてリーディング事業を設定しています。

この事業については、2015年度（平成27年度）から2022年度（平成34年度）にかけて、財政、人的資源を投入し、特に積極的に推進し、事業の進行に取り組みます。

事業名	特別緑地保全地区指定事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：市街地を取り囲む緑豊かな樹林地を将来にわたり保全するため、樹林地を特別緑地保全地区に指定する。 対象：山林所有者 手段：特別緑地保全地区指定についての理解を求め、指定を行う。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○制度設計の見直し ・候補地見直し ・管理協定や買い取り制度に向けた財源確保の検討 ○指定に向けた取組み ・候補地の精査と所有者への意向調査。 ・地権者同意 ・都市計画決定に向けた作業、図書作成 ○2地区の指定を行う。		○制度設計の見直し ・候補地見直し ・管理協定や買い取り制度に向けた財源確保の検討 ○指定に向けた取組み ・候補地の精査と所有者への意向調査。 ・地権者同意 ・都市計画決定に向けた作業、図書作成 ○3地区目の指定を行う。	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2013（平成25）年度末】	
特別緑地保全地区を全2地区指定している。		指定されていない。	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2013（平成25）年度末】	
特別緑地保全地区を全3地区指定している。		指定されていない。	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】		会計区分	
5,815千円		一般	

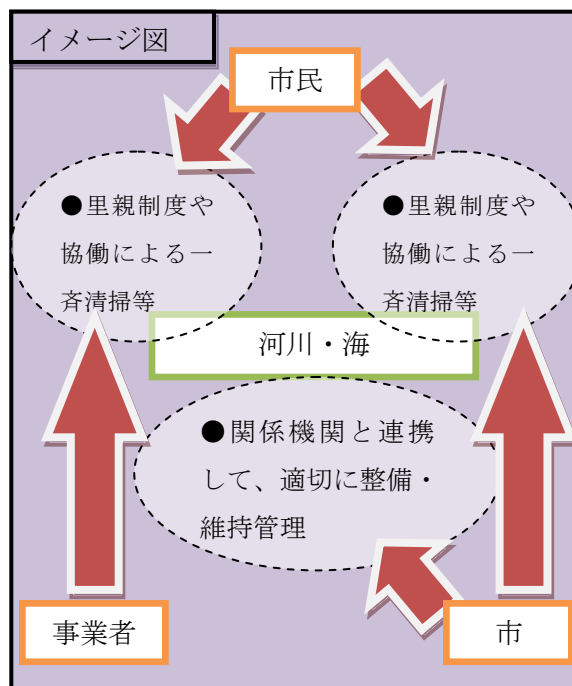
事業名	(仮称) 池子の森自然公園整備事業		所管名	緑政課
事業概要	目的：(仮称) 池子の森自然公園基本計画に基づき、安全で快適な都市公園として整備を図る。			
	対象：公園利用者			
	手段：各公園施設の実施設計をし、公園施設を整備する。			
主な事業内容				
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度		
○開園に向けた整備 ・メインエントランス、トイレ、駐輪駐車場、ドッグラン等の整備 ○アーチェリー場の整備（文化スポーツ課） ○子ども遊び広場、プレイリーダー詰所、野外活動施設等の整備（児童青少年課） ○文化財展示収蔵施設新築工事（社会教育課）				
目標【2018（平成30）年度】		現状【2013（平成25）年度末】		
(仮称) 池子の森自然公園の整備が完了している。		基本計画を策定した		
目標【2022（平成34）年度】		現状【2013（平成25）年度末】		
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】		会計区分		
827,500千円		一般		

2 水辺（河川・海）

市は、水辺の環境を保全していくため、河川、海を一带の水域として、市の複数の部署、また、県等の関係機関が連携して、適切に整備します。

とともに、里親制度や、市民、事業者との協働による一斉清掃等を通じて、逗子市の良好な水辺を継承していくことが必要です。

また、安全性に配慮しながら、県や市による海、河川における親水施設の整備、市民による観察会等を実施します。



市の役割

施策の方向

- 安全で、生態系に配慮した、誰もが河川に親しむことができる整備を進める（河川下水道課）
- 公共下水道への接続及び分流化を促進する（河川下水道課）
- だれもが家族で楽しめるファミリービーチとしての逗子海岸を次世代に引き継いでいくため、関係機関、市民と協力して、美化活動や適切な海岸利用への誘導に取り組む（経済観光課）
- 関係機関と協力して、砂浜の形状保全や、水質の保全に努める（経済観光課）

1 海岸の維持管理

具体的な取り組み	所管
海岸利用者にごみ等の散乱防止を啓発するとともに、協力を得て美化活動の実施に努める。また、アダプトプログラムによる海岸一斉清掃を実施する。	経済観光課
海の家排水設備の整備促進など海を汚さない取り組みを行う。	経済観光課
養浜対策について県に要請する。また、関係機関を通じ、国に対して養浜対策の技術的支援を要請する。	経済観光課
安らぎを重視する健全・健康的な海岸環境を整備する。	経済観光課
2022 年度（平成 34 年度）の目標	現状
1-1 アダプトプログラムによる海岸一斉清掃の参加者が年 1,800 人になっている。	1440 人/年 (2013 年度)

1-2	現在の砂浜面積を維持するため、毎年 500 m ³ （立方メートル）以上の養浜対策を実施要請していく。	500 m ³ 投入 (2013 年度)
2 河川の維持管理		
	具体的な取り組み	所管
	周辺緑化や生態系の再生を意識した河川の整備・管理手法を推進し、多様な命を育む川とするとともに、遊歩道の舗装やベンチの設置等を通じて、親水性を向上させ子どもたちが遊べるなど市民の憩い、学びの場として整備する。	河川下水道課
	人と自然が融合する都市型河川として、市民の関心と愛護の心を育む施策の推進と水質浄化等への意識高揚に努める。	河川下水道課
	河川の維持管理にあたっては、水辺景観や生き物の生息場所に配慮して作業を実施する。	河川下水道課
	「自然の回廊」の一つとして、水辺環境の創生（河川管理通路のプロムナード化や親水公園等）を図る。	経済観光課 河川下水道課
	2022 年度（平成 34 年度）の目標	現状
2-1	河川の親水施設を 4 箇所整備する。	3 箇所 (2013 年度)
2-2	アダプトプログラムによる河川管理の箇所数が 4 か所を維持している。	4 箇所 (2013 年度)
3 公共下水道の維持管理		
	具体的な取り組み	所管
	公共下水道への接続及び分流化を促進する。	河川下水道課
	2022 年度（平成 34 年度）の目標	現状
3-1	水洗化率が 98%になっている。	97.8% (2013 年度)

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

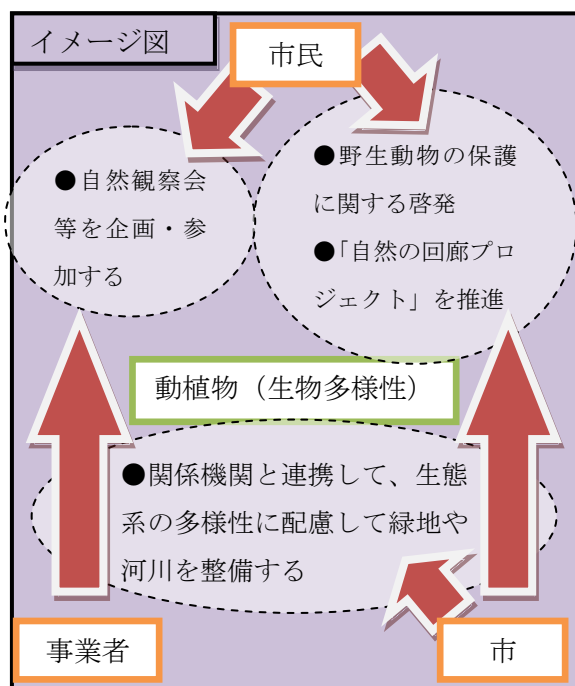
市民・事業者の役割

- 川や海岸などの水辺にごみを捨てないようにします。
- 市民が主体となって行う水辺の清掃活動などのイベントに参加します。
- ポケットパークの整備のために、川沿いなどの用地確保に協力します。
- 川や海などでの体験イベントや観察会を企画・実践するとともに、参加します。

3 動植物（生物多様性）

山、川、海をもつ逗子市では、多様な環境での生態系が残っています。

これらの生物多様性に市民が親しむために、市は、県等の関係機関と連携して、適切に整備していくとともに、野生動物の保護に関する啓発や、自然観察会の活動への支援等による市民団体との協働や、市内学校、幼稚園、保育園等の教育関係機関との連携を深め、動植物とふれあう地域教育を推進することが必要です。



市の役割

施策の方向

- 生態系の多様性に配慮した緑地や河川の整備、管理を進める（緑政課、河川下水道課）
- 逗子市内の山、海、川、史跡等を回廊として結ぶ自然の回廊プロジェクトを推進する（経済観光課）
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、国、県等の調査や計画に基づき、野生動物の保護に関する啓発、特定外来生物の捕獲等に取り組む（生活安全課）
- 「ずしし環境会議」等の実施する自然観察会の活動への支援等による市民団体との協働や、市内学校、幼稚園、保育園等の教育関係機関との連携を深め、動植物とふれあう地域教育を推進する（環境管理課）

1 様々な生態系の体験

具体的な取り組み	所管
山と川と海の自然サイクルを取り戻すとともに、市民と逗子を訪れる人たちが、山と川と海で楽しく遊べるようにするため、市街地を取り囲む山、川、海を、それぞれの特徴を生かしながらつなぎ、自然の回廊として環境整備を図る。	経済観光課
「自然の回廊プロジェクト」を推進する市民団体の設立を支援し、その会員の育成と増加のためのPR、シンポジウム等を行う。	経済観光課
2022年度（平成34年度）の目標	現状
1-1 道標や説明板の設置済みコースが100パーセントになっている。	全てのコースへの設置ができていない

2 環境学習		
	具体的な取り組み	所管
	市民団体による自然体験学習を支援し、次世代を担う子どもたちの、環境に関する現状の認識、自然環境を保全することへの関心を高める。	環境管理課
	環境教育における施策を関係機関との連携を密にして取り組む。	環境管理課
	市民、事業者等と協力して、自然の調査・記録活動を検討する。	環境管理課
	2022 年度（平成 34 年度）の目標	現状
	2-1 市民団体による自然体験学習の参加者が年に約 200 人になる。	約 100 人 (2013 年度)
	2-2 市民団体等により実施する出前授業が各学校にて行われる。	340 人 (2013 年度)

市民・事業者の役割

- 野生動植物の生育・生息場所（ビオトープ）の保全に協力します。
- 生活関連工事や急傾斜地崩壊対策事業等で行う工事において、自然生態系等に配慮した環境にやさしい工法の研究、提案、導入をします。
- 下草刈りなどの体験イベントや、自然観察会を企画・実践するとともに、市民はこれに参加します。
- 川や海などでの体験イベントや観察会を企画・実践するとともに、市民はこれに参加します。

リーディング事業

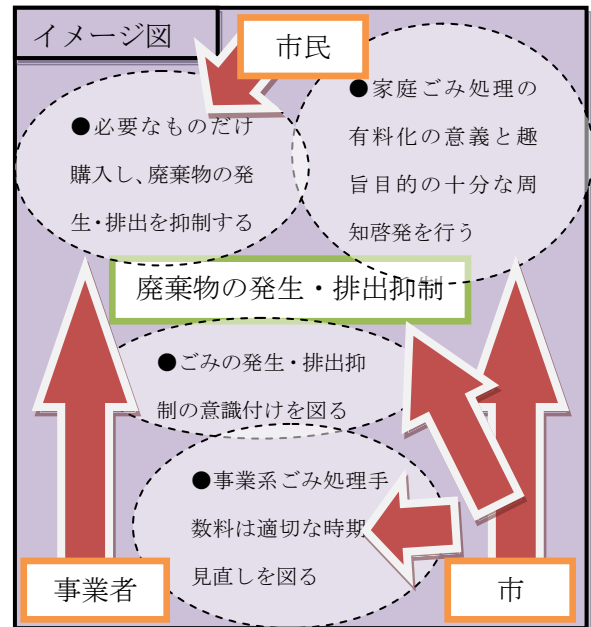
事業名	自然の回廊プロジェクト推進事業	所管名	経済観光課
事業概要	目的：市民や逗子を訪れた人々が安らぎ、遊び、憩える場所となるように、逗子全体を自然の回廊として整備することにより、逗子の魅力を高め、多くの人々に認知、活用されるようにする。 対象：市民、来訪者 手段：市内の史跡や文化を伝えるポイント（拠点）に、誰が見ても見やすく、そして、知的興味が得られるような案内板を設置する。ハイキングコースを中心に、安全に歩けるように道標やマップなどの設置整備を進める。また、簡易ベンチなどの環境整備を進める。自然回廊マップや冊子による紹介を進め、回廊ウォーキングラリーなどの啓発イベントを開催する。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○案内板等の設置 ○自然の回廊マップの作成 ○市民協働によるイベントの実施		○案内板等の設置、維持管理の実施 ○自然の回廊マップの作成 ○市民協働によるイベントの実施 ○各課の事業との連携	
目標【2018年（平成30年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
・自然の回廊マップが作成されている。		・作成されていない。	
目標【2022年（平成34年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
・道標や説明板の設置済みコースが100パーセントになっている		・すべてのコースへの設置ができていない。	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】		会計区分	
11,782千円		一般	

第二節 廃棄物による環境負荷の少ないまち

1 発生・排出抑制～リデュース、リユース～

廃棄物の発生・排出を抑制していくために、市は、市民、事業者に対して意識啓発、周知に取り組んでいくなど「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各種施策を展開します。

また、市民、事業者は、必要なものだけ購入し、廃棄物の発生・排出の抑制に取り組んでいくことが重要です。



市の役割

施策の方向

- 「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各種施策を展開する（資源循環課）
- ・ごみの発生・排出抑制の意識付けを図る（資源循環課）
- ・事業系ごみ処理はごみ処理原価を踏まえ適正な手数料水準になるよう適切な時期に見直しを図る。（資源循環課）
- ・生ごみの資源化・減量化を進めるため、家庭用生ごみ処理容器の一層の普及を図る（資源循環課）
- ・市民との協働により発生・排出抑制、再利用の啓発をすすめる（資源循環課）
- ・公共施設、公共事業から発生する廃棄物の発生・排出抑制を図る（各課）

発生・排出抑制

具体的な取り組み	所管
家庭ごみ処理有料化の導入後も、継続的に減量のための施策を実施する。	資源循環課
市民との協働による発生・排出抑制のための取り組みを促進する。	資源循環課
事業者と協働による発生・排出抑制の取り組み（レジ袋の廃止、容器包装プラスチックの減量のための施策等）を促進する。	資源循環課
市や市民・事業者のイベントにおいてはリユース食器の利用促進を図る。	資源循環課
ごみ処理原価と近隣市町の状況を踏まえたごみ処理手数料の適正化を図る。	資源循環課
不法投棄、ポイ捨て及び不適正排出の防止と生活環境保全のため、啓発活動、パトロール及び散乱ごみ回収等を実施する。	資源循環課
環境教育における施策を関係機関との連携を密にして取り組む。	環境管理課

	2022 年度（平成 34 年度）の目標	現状
1-1	市民一人一人のごみ排出量が 1 日当たり 700 グラム以下になっている。	913 グラム (2013 年度)
1-2	生ごみ処理容器の年間助成台数が 500 台になっている。	295 台 (2013 年度)

市民の役割

- 必要な食材を適量だけ購入し、捨てる前にしっかり水切りをするなど、生ごみの減量化に努めます。
- なるべくリターナブル容器商品を購入し、缶やびん、容器包装プラスチックの減量化に努めます。
- 長持ちする製品を使い、故障したら修理するなど電気製品・家具などごみの減量に努めます。
- 不用品無料交換の場や、もったいない市、フリーマーケット、リユースショップの利用に努めます。
- なるべくレンタル製品を使うよう努めます。
- 花火大会や市民まつり、地域の祭りなどは、リユース食器を利用します。
- ごみのポイ捨てはしません。
- ごみ関連の学習会やワークショップ、地域のボランティア活動などに積極的に参加し、地域環境意識の向上をはかり、子どもたちへの教育の模範を示します。

事業者の役割

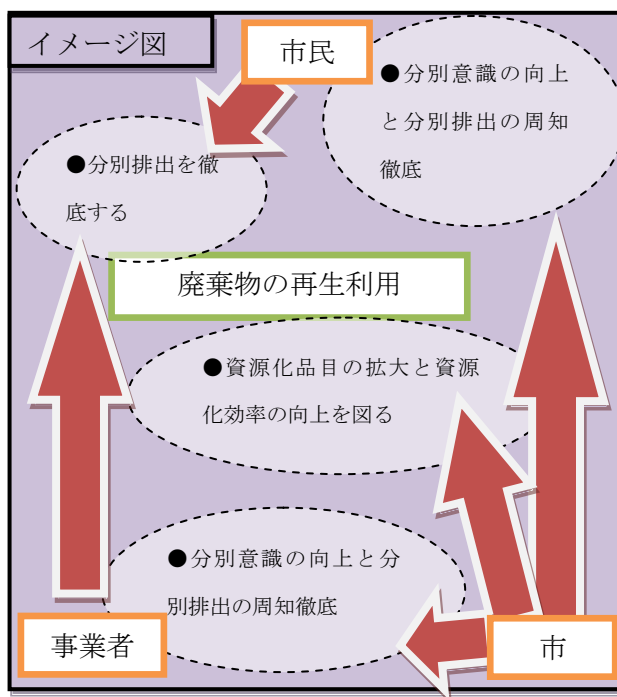
- レジ袋の有料化や廃止など、容器包装プラスチックごみの減量化に向けた取り組みに努めます。
- 生ごみの減量につながるような販売を行い、消費者に協力を呼びかけます。
- 裏紙を使用し、商品の過剰包装や紙袋の使用は控えるなど、紙・布類のごみの減量化と分別の徹底・資源化に努めます。
- リターナブルびんを使った商品の販売など、あき缶・あきびんの減量化に努めます。
- 環境負荷の少ない製品を製造、販売します。
- 過剰包装やレジ袋などの削減に努めます。
- 量り売り、裸売り(無包装)を促進し、プラスチックトレイの使用を控えます。
- 消費者の買い物袋の持参を促進し、レジ袋の削減を進めます。
- 花火大会や市民まつり、イベントなどは、リユース食器を利用する。
- 事業系ごみは事業者責任による処理原則を順守し、ごみ減量化・資源化施策に協力します。
- 機器類の修理に取り組みます。
- エコポイント制度やデポジット制度について取り組みます。

2 資源の再生利用～リサイクル～

資源の再生利用を進めるため、市は、市民団体や事業者と連携して、家庭用生ごみ処理容器などによる生ごみの自家処理の普及拡大・継続使用を推進します。

また、資源ごみの分別意識の向上と分別排出の周知徹底、資源化品目・回収拠点の拡充に取り組み、ごみの資源化率の向上を目指します。

また、市民は、分別排出を徹底し、紙・布類、あき缶・あきびん等資源ごみの資源化に努め、拠点回収やリサイクル広場の利用等、再生利用に積極的に取り組むことが重要です。



市の役割

施策の方向

- 「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各種施策を展開する（資源循環課）
- ・分別収集品目の拡大、新たな資源化品目の検討を進め、資源化率（資源化量の総発生ごみ量に占める割合）を高める（資源循環課）
- ・資源物の分別意識の向上と分別排出の徹底を図る（資源循環課）
- ・資源回収奨励金制度の合理化、活性化による資源化の促進を図る（資源循環課）
- ・市民との協働により資源ごみの分別徹底の啓発をすすめる（資源循環課）
- ・公共施設、公共事業から発生する資源ごみの分別の徹底を図る（各課）

1 生ごみの資源化

具体的な取り組み	所管
市民団体や事業者と連携して、家庭用生ごみ処理容器などによる生ごみの自家処理の普及拡大・継続使用を推進する。	資源循環課
家庭用生ごみ処理容器などの普及による生ごみの排出抑制及び家庭ごみ処理の有料化の導入によるごみの減量効果等を見極めたうえで、生ごみの分別収集と適正規模の処理施設を検討し整備する。	資源循環課
2022年度（平成34年度）の目標	現状
1-1 生ごみ処理容器の年間助成台数が500台になっている。	295台 (2013年度)

2 その他の廃棄物の資源化

具体的な取り組み	所管
紙ごみの分別排出が徹底され、減量化・資源化が促進されるよう周知啓発を進めるとともに、資源回収奨励金制度の合理化・活性化を図る。	資源循環課
焼却残さの安定的な資源化处理の確立を図る。	環境クリーンセンター
最終処分する不燃残さを削減するための資源化品目の拡大と資源化効率の向上を図る。	資源循環課 環境クリーンセンター
小型家電リサイクル法の施行に伴い、拠点回収、粗大ごみ等からのピックアップ回収及びステーション回収の導入を進める。	環境クリーンセンター
植木剪定枝について、環境クリーンセンターでの処理、粉碎車両の活用及び民間処理委託により、焼却処理をせずに全量資源化を図る。	環境クリーンセンター
2022 年度（平成 34 年度）の目標	現状
2-1 ごみの資源化率が 60 パーセント以上になっている。	28.2% (2012 年度)
2-2 燃やすごみに混入される紙ごみの割合が 10 パーセント以下になっている。	約 30% (2012 年度)
2-3 地域の 5 箇所すべて、まだ使用できる不用品（資源物）の回収等が行われている。	3 箇所（逗子・小坪・沼間） (2013 年度)

市民の役割

- 様々な処理容器（コンポストなどの生ごみ処理器）を使い、堆肥化等の自家処理を実施するなど生ごみ、植木ごみの資源化に努めます。
- 分別排出を徹底し、紙・布類、あき缶・あきびん、その他の資源ごみの資源化に努めます。
- 容器包装プラスチックの適正な分別排出を徹底し、資源化に努めます。
- ごみの資源化に関連する地域や学校での学習活動に協力します。

事業者の役割

- 分別排出を徹底し、紙・布類、あき缶・あきびん、その他資源ごみの資源化に努めます。
- ペットボトル・食品トレイの回収ボックスを設置します。
- 食品リサイクル法の理念に基づき、食品廃棄物の排出抑制やリサイクルを実践します。

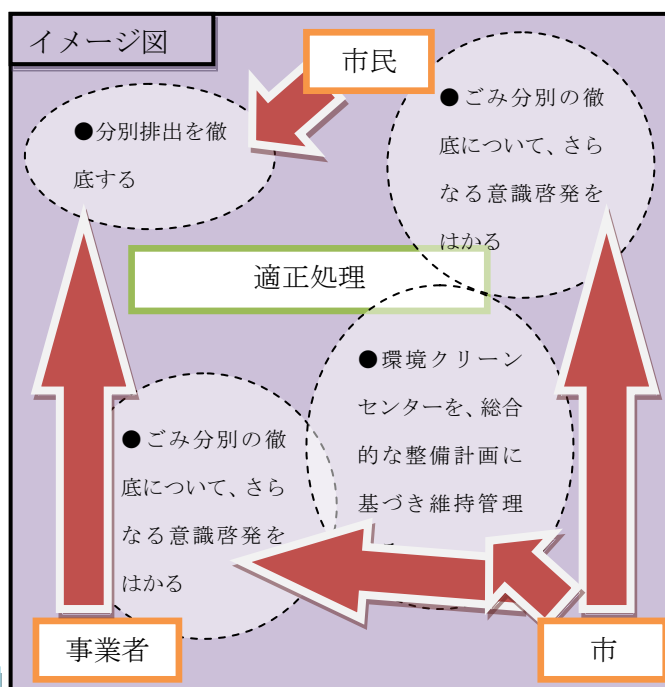
リーディング事業

事業名	生ごみ減量化・資源化事業		所管名	資源循環課
事業概要	目的：本市の一般廃棄物の処理を安定的かつ適正に行うこと。また、本市に適合する生ごみ処理システムの確立を図り、最終的には生ごみ全量の焼却しない処理をめざす。			
	対象：市民等			
	手段：市民団体や事業者との連携により、家庭用生ごみ処理容器等の購入助成の普及拡大を図る。計画的に生ごみ一括処理施設の整備を行う。			
主な事業内容				
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度		
○生ごみ処理容器等購入助成事業 ○生ごみ一括処理施設の整備 ・施設整備方針の決定 ・施設整備		○生ごみ処理容器等購入助成事業 ○生ごみ一括処理施設の稼働 ・生ごみの分別収集		
目標【2018年（平成30年）度】			現状【2013年（平成25年）度末】	
・生ごみの全量資源化に向けた適正規模の施設整備に着手している。 ・家庭用生ごみ処理容器等の購入助成について、年間助成台数が500台以上である。			・施設整備に向けて検討中。 ・295台	
目標【2022年（平成34年）度】			現状【2013年（平成25年）度末】	
家庭用生ごみ処理容器の普及と生ごみ一括処理施設の稼働により、生ごみ（資源化できない一部の生ごみを除く）が資源化されている。			・施設整備に向けて検討中。	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】			会計区分	
223,146千円			一般	

3 適正処理

市は、廃棄物の適正な処理を維持していくため、環境クリーンセンターの各処理施設を計画的に修理、更新して、適切に維持管理していくとともに、ごみ収集方法の検討等、より効率的な処理方法への検討を続けていきます。

市民、事業者においても、徹底した分別排出に取り組んでいくことが重要です。



市の役割

施策の方向

- 「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各種施策を展開する（資源循環課・環境クリーンセンター）
- ・ごみ分別の徹底について、さらなる意識啓発をはかる（資源循環課・環境クリーンセンター）
- ・環境クリーンセンターを適正に稼働し、ダイオキシン類等の有害物質について、関係法令による基準を下回るよう測定監視を続け、適切に情報を公開する（環境クリーンセンター）
- ・環境クリーンセンターの各処理施設について、計画的な修繕及び更新を実施し、適正な稼働を維持する（環境クリーンセンター）

1 適正なごみ処理

具体的な取り組み	所管
平常時の共同処理、緊急時の相互支援及び災害時の広域処理の各場面における合理的かつ効率的な自治体間連携の関係構築に取り組む。	資源循環課 環境クリーンセンター
収集・運搬、中間処理、最終処分の各段階における直営と民間委託の役割分担のあり方を整理し、民間委託の計画的な推進を図る。	環境クリーンセンター
ごみ収集方法について検討し、改善を図る。	環境クリーンセンター
購入後10年を超えた車両については、複数年に分けて更新する計画を策定し、今後の車両更新台数の平準化を図る。	環境クリーンセンター

2 施設の維持		
	具体的な取り組み	所管
	環境クリーンセンターについて、中長期的なごみ量とごみ質の変化等を踏まえた総合的な整備計画を策定する。	環境クリーンセンター
	2022年度（平成34年度）の目標	現状
	2-1 一般廃棄物処理施設再整備が完了している。	再整備の方向性を検討中。

市民・事業者の役割

- 塩化ビニル等ハロゲン系の成分表示のある製品はできるだけ買わない、使わないようにします。
- 塩化ビニル等ハロゲン系の製品、包装等は可能な限り取り扱いません。
- 化学物質の成分表示など、消費者への情報を明確にします。
- 製造、販売などにより発生するごみの適正処理に努めます。
- 工事における廃棄物の適正処理及びリサイクルの実施を進めます。

リーディング事業

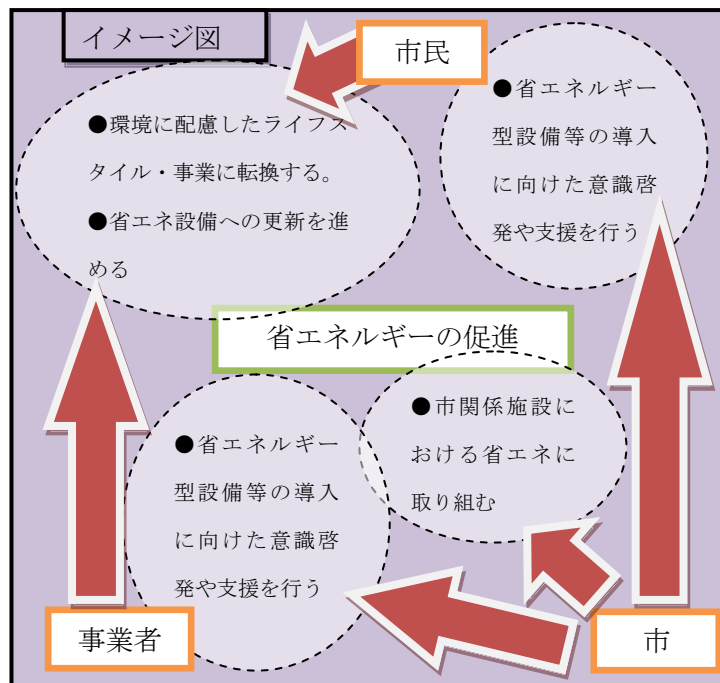
事業名	一般廃棄物処理施設整備事業	所管名	資源循環課
事業概要	目的：将来に向けて安全・安心で持続可能な廃棄物処理システムの確立を図る。 対象：一般廃棄物処理施設 手段:環境クリーンセンターの焼却施設などのごみ処理関連施設全体の中長期的整備計画を策定し、再整備を行う。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○ごみ処理施設整備基本構想の検討 ○資源化施設基本設計等 ・生活環境影響調査 ○資源化施設建設工事		○資源化施設建設工事 ○焼却施設基幹改良工事 ○浄化センター整備の検討	
目標【2018年（平成30年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
一般廃棄物処理施設整備計画が策定され、一部着手されている。		再整備の方向性を検討する	
目標【2022年（平成34年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
一般廃棄物処理施設再整備が完了している。		再整備の方向性を検討する	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】		会計区分	
3,960,000千円		一般	

第三節 温室効果ガス排出の少ないまち

1 省エネルギーの促進

温室効果ガス排出量を削減するため、市は率先して省エネルギーに取り組むとともに、市民、事業者への省エネルギーの意識啓発や助成等を実施していきます。

市民、事業者は、省エネルギー設備への更新や、省エネに配慮したライフスタイル、事業に転換していくことが重要です。



市の役割

施策の方向

- 「逗子市地球温暖化対策実行計画」の目標達成に向けて、温室効果ガス排出量削減に取り組む（環境管理課）
- 市民・事業者による温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを促進するため意識啓発・支援を実施する（環境管理課）
- 「歩行者と自転車を優先するまち」に向けて、市民と協働して施策に取り組む（生活安全課・環境管理課）

温室効果ガス排出の削減

具体的な取り組み	所管
「第二次逗子市地球温暖化対策実行計画」の目標達成に向けて、逗子市環境マネジメントシステム等を活用し、温室効果ガス排出量の削減に取り組む。	環境管理課
市民、事業者による省エネルギー型設備等の導入に向けた意識啓発や支援に取り組む。	環境管理課
公共交通の利用を促進する。	環境管理課
「歩行者と自転車を優先するまち」ワークショップ等、市民との協働による意識啓発に取り組む。	環境管理課

	2022 年度（平成 34 年度）の目標	現状
	1-1 市関連施設について、平成 25 年度を基準年度とし、平成 33 年度までに「第二次逗子市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の温室効果ガス排出量削減目標を達成する。	平成 19 年度比 6.58%増 (2013 年度)
	1-2 市全体について、温室効果ガス排出量の削減目標の検討に取り組む。	—

市民の役割

- 冷暖房の温度設定や、不要な電源を切るなど、省エネルギー行動の習慣をつけます。
- 電気製品等を購入する時には、省エネルギー型製品を選びます。
- 節水を心がけ、また、雨水の利用を促進します。
- 自然のエネルギーを積極的に活用します。
- 小・中学校への出前授業などの環境教育を通して、省エネルギーの啓発をします。
- 市と協力して、二酸化炭素排出量の把握に取り組みます。
- 公共交通を活用し、可能な所へは自転車、徒歩で出かけます。
- 電気自動車、ハイブリッド車などの低公害車へ乗り換えるとともに、アイドリングストップなど環境にやさしい運転に努めます。
- 違法駐車をなくすよう努めます。
- 市民主体で、地域における交通問題に関する実態調査や意見交換を行い、ノーカーデーやカーシェアリングなどの社会実験に取り組みます。

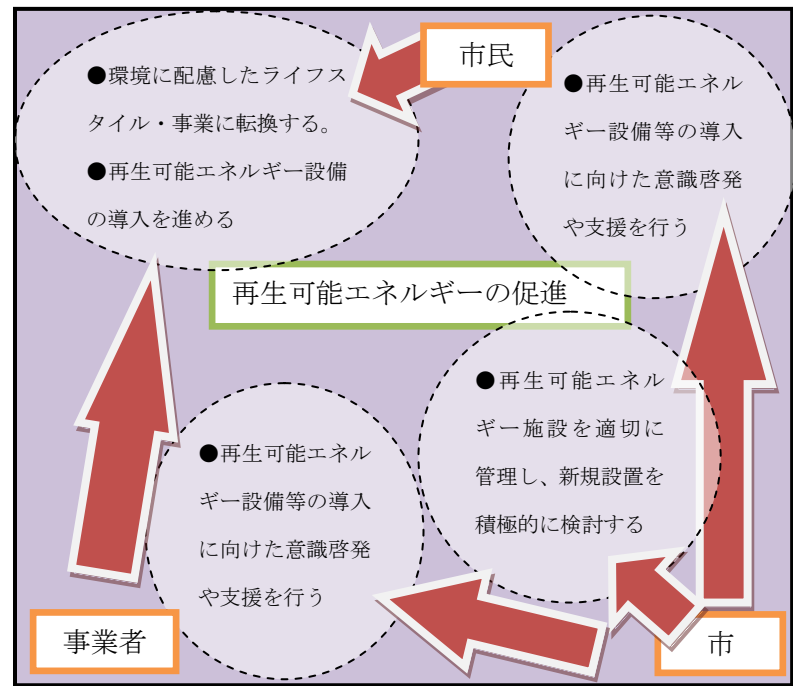
事業者の役割

- 建設工事における機械・機器、車両の低公害化を促進します。
- 電気・ガス・石油機器などの購入時に省エネルギー型を選びます。
- 省エネルギー型機器の開発、製造、販売、利用に努めます。
- 事業用車両へ低公害車の導入を推進するとともに、環境にやさしい運転に努めます。
- 省エネルギー型設備への更新を進めます。

2 再生可能エネルギーの利用促進

市は、市関係施設における再生可能エネルギー施設を適切に維持管理するとともに、新たな施設を整備する際には、再生可能エネルギー設備の設置を積極的に検討します。

また、市民、事業者への、意識啓発を進め、環境に配慮したライフスタイル、事業に転換を促進していきます。



市の役割

施策の方向

- 公共施設の再生可能エネルギー施設を適切に維持管理するとともに、新たな施設を整備する際には、再生可能エネルギー設備の設置を積極的に検討する（各施設の所管課）
- 市民の再生可能エネルギー設備導入に向けた意識啓発、支援を実施する（環境管理課）

再生可能エネルギーの促進

具体的な取り組み	所管
市民・事業者との協働により、環境に配慮したライフスタイルに移行するきっかけとなる施策を展開し、温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを促進するための意識啓発を実施する。	環境管理課
市民、事業者によるスマートエネルギー設備等の導入に向けた意識啓発や支援に取り組む。	環境管理課
公共施設への再生可能エネルギー設備の設置を検討する。	環境管理課
屋根貸しの検討などの市民協働発電所の普及促進を図るための支援制度の充実を図る	環境管理課
電気自動車の導入促進など、自動車による環境負荷を少なくするための取り組みを行う。	管財課 環境管理課
2022年度（平成34年度）の目標	現状
1-1 新たなスマートエネルギー設備等導入支援の補助金制度の利用件数が目標件数を達成している。	—
1-2 市全体について、温室効果ガス排出量の削減目標の検討に取り組む。	—

市民・事業者の役割

- 環境教育を行い、再生可能エネルギーの啓発をします。
- 再生可能エネルギーに関する講習会・体験会に積極的に参加するとともに、小・中学校への出前授業などの環境教育にも協力し、再生可能エネルギーについての啓発を図ります。
- スマートコミュニティを形成するため、再生可能エネルギー設備等の導入に努めます。
- 電気自動車などへ乗り換えを検討します。
- 再生可能エネルギー設備の導入を検討します。

リーディング事業

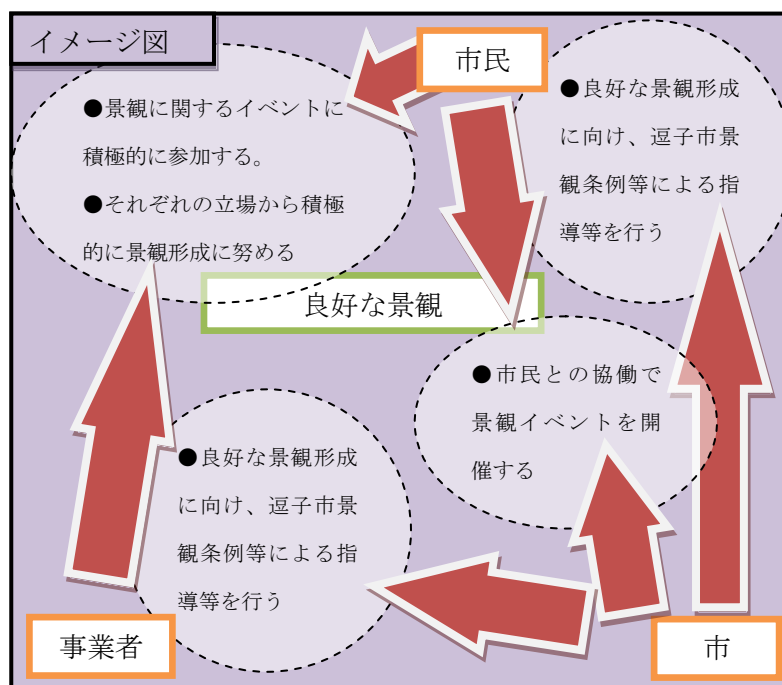
事業名	スマートエネルギー普及促進事業	所管名	環境管理課
事業概要	目的：「第二次逗子市環境基本計画」に基づき、温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを進める。 対象：市民等 手段：省エネルギー型設備、再生可能エネルギー設備等の温室効果ガス排出量の少ない設備の導入に係る費用に対し補助金を交付する。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金制度の運用 ○新たなスマートエネルギー設備等導入支援に係る検討 ○新たなスマートエネルギー設備等導入支援に係る補助金制度運用		○新たなスマートエネルギー設備等導入支援に係る補助金制度運用	
目標【2018年（平成30年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
「第二次逗子市環境基本計画」に基づく新たなスマートエネルギー設備等導入支援の補助金制度が運用されている。		計画を策定していない	
目標【2022年（平成34年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
「第二次逗子市環境基本計画」に基づく新たなスマートエネルギー設備等導入支援の補助金制度の利用件数が目標を達成している。		計画を策定していない	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】		会計区分	
21,600千円		一般	

第四節 暮らしと景観に配慮したまち

1 良好な景観

良好な景観を次世代に継承していくため、市は、逗子市景観条例、逗子市景観計画等を適切に運用、実施し、良好な景観の保全、創造に努めます。

市民、事業者は、自らが景観形成の役割を担うものであることを認識し、それぞれの立場から積極的に景観形成に努めていくことが重要です。



市の役割

施策の方向

- 逗子市景観条例、逗子市景観計画等を適正に運用、実施する（まちづくり課）
- ・建築物の景観配慮指導等を通じて、逗子らしいまちなみの保全及び創造に努める（まちづくり課）
- ・関係機関と協議し、景観に配慮した公共施設の整備を推進する（まちづくり課）
- ・市民との協働で開催するイベント等にて、景観に対する市民・事業者の意識啓発に努める（まちづくり課）

良好な景観

具体的な取り組み	所管
各地域特性にふさわしい景観づくりのため景観計画を推進する。	まちづくり課
特定財源の確保に努め、市道の無電柱化整備計画を推進する。	都市整備課
逗子市景観条例、逗子市景観計画を適正に運用、実施する。	まちづくり課
景観形成重点地区の指定について市民参加で検討等を行う。	まちづくり課
条例改正時から「特定小規模景観形成行為」として、逗子駅周辺地区の商業及び近隣商業地域の全建築行為について届出を義務付けているが、今後も継続的に行っていく。	まちづくり課
景観デザインコードを周知し、今後の新規建築や外構まわりの変更等に活かしてもらうよう誘導する。	まちづくり課

地域ごとに景観を考える機会をつくり、景観デザインコードを使って自然と調和したまちなみや魅力ある路地など地域の特色を活かした景観を維持・創造していく。	まちづくり課
市民との協働で開催するイベント等において、景観に対する市民・事業者の意識啓発に努める。	まちづくり課
関係機関と協議し、景観に配慮した魅力ある公共建築・施設の整備を推進する。	まちづくり課
2022 年度（平成 34 年度）の目標	現状
1-1 市内の各地域の特色に応じた景観配慮を行うとともに、景観形成重点地区 4 地区目の指定について調査し、地区を確定、景観計画を改正する。	重点地区 3 地区 指定済
1-2 景観資産の登録を行い、今後の景観行政の指標となるものを示す。	景観資産未登録
1-3 景観デザインコードを活用した啓発活動を 10 回以上行う。	—
1-4 シンボルツリーの苗木の配布数が累計 60 件になっている。	—

市民・事業者の役割

- 景観に関するワークショップやシンポジウムに積極的に参加します。
- 自らが景観形成の役割を担うものであることを認識し、それぞれの立場から積極的に景観形成に努めます。
- 市が行う景観形成についての施策に協力します。
- 景観デザインコードを参考に、新規建築や外構まわりの変更等に取り組みます。

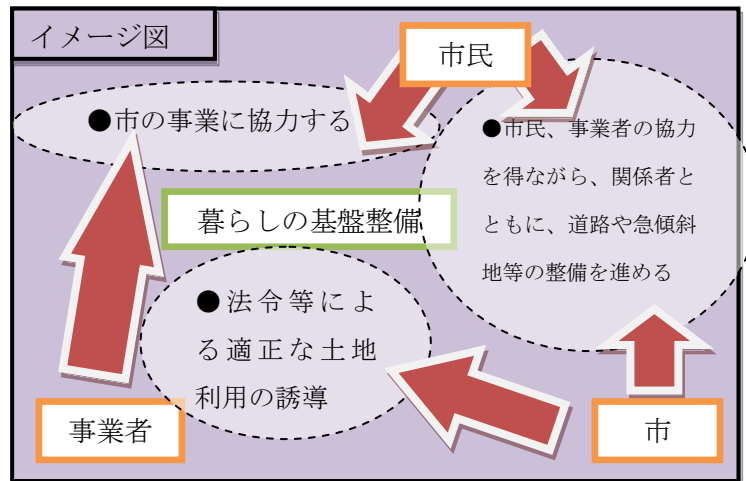
リーディング事業

事業名	景観のまちづくり推進事業	所管名	まちづくり課
事業概要	目的：逗子の特性が活かされた良好な景観を守り、育て、つくり、将来に継承する。 対象：市民及び事業者 手段：逗子市景観条例と逗子市景観計画に定める景観形成重点地区について、各地域の特性をいかしたガイドライン及び景観条例の運用による景観のまちづくりの推進を図る。景観デザインコードを景観誘致のツールとして活用する。景観フォトコンテスト等のイベントによる景観資産の登録など、景観についての啓発活動を行い、多くの市民の景観についての意識を高める。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○景観形成重点地区4地区目の検討 ・洗い出し ・決定、景観資産の追加登録等 ・ガイドライン整備 ○景観デザインコードの活用 ○（仮称）景観計画推進プランの策定		○景観形成重点地区4地区目の決定 ・ガイドライン確定、周知 ○景観計画の改定 ○景観資産の追加登録 ○（仮称）景観計画推進プランの推進	
目標【2018年（平成30年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
景観形成重点地区4地区目を決定している。		重点地区3地区指定済	
目標【2022年（平成34年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
景観形成重点地区4地区目のガイドラインを作成し、運用を開始している。		重点地区3地区指定済	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】		会計区分	
20,156千円		一般	

2 暮らしのための基盤整備

市は、市民、事業者の協力を得ながら、市民が安全安心して生活していく基盤である交通機関について、動態調査を踏まえて新しい省エネルギーな交通手段を検討します。

また、危険性の少ない道路や急傾斜地等の整備を進めていきます。



市の役割

施策の方向

- 逗子市まちづくり条例、逗子市の良好な都市環境をつくる条例などを適正に運用し、適正な土地利用を誘導する（まちづくり課）
- 狭あい道路の整備を進めるとともに、逗子市交通バリアフリー基本構想に基づき、安全安心に移動できる道路整備をすすめる（都市整備課）
- 路面電車やミニバス等の新たな交通システムの検討に取り組む（環境管理課）
- 関係機関とともに、急傾斜地の整備を進める（都市整備課）

暮らしのための基盤整備

具体的な取り組み	所管
逗子市まちづくり条例、逗子市の良好な都市環境をつくる条例を適正に運用、実施する。	まちづくり課
都市計画手法による良好な住環境の保全、創造を進める。	まちづくり課
狭あい道路の整備を進める。	都市整備課
安全安心に移動できる道路整備を進める。	都市整備課
地域公共交通の充実に努める。	環境管理課
急傾斜地崩壊危険区域の整備を進める。	都市整備課
2022年度（平成34年度）の目標	現状
1-1 逗子市交通バリアフリー基本構想に基づき市内道路の整備に取り組み、14か所整備済みとなっている。	12か所整備済
1-2 狭あい道路の整備を進め、2,848メートル整備済みとなっている。	1,808メートル整備済
1-3 急傾斜地崩壊危険区域の整備を進め、60か所が整備済みとなっている。	53か所整備済

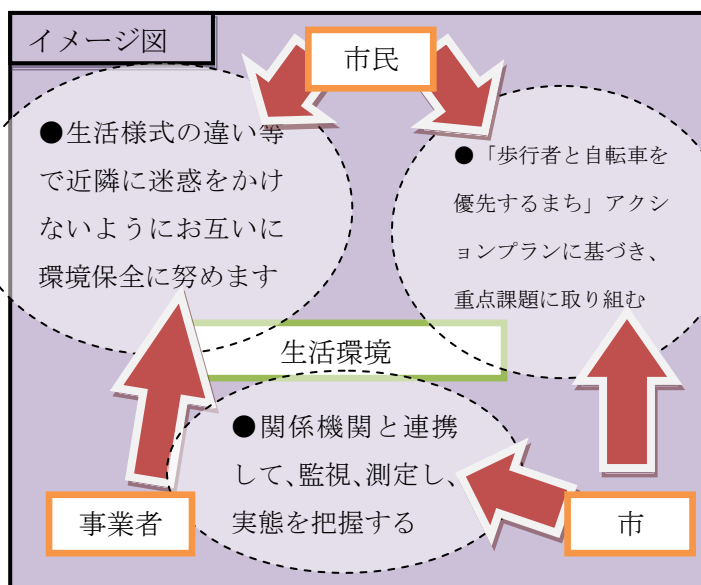
市民・事業者の役割

- 逗子市まちづくり条例、逗子市の良好な都市環境をつくる条例を遵守して、土地利用をします。
- 狭あい道路の整備に協力します。
- 急傾斜地の整備に協力します。

3 生活環境の諸問題

大気、水質、土壌の保全などの生活環境の諸問題に対応していくため、市は、関係機関と連携して、監視、測定し、実態の把握に努めます。

また、生活環境の問題は、個人の感じ方や生活習慣の違いから生じることもあり、市民一人一人が、マナーを守って、近隣へ迷惑をかけないように配慮をすることで解決する場合も少なくありません。



市の役割

施策の方向

- 生活環境の諸問題について、関係機関と連携して、監視、測定し、実態の把握、市民への意識啓発に努めるとともに、問題が発生した場合は、速やかに対応する（生活安全課、河川下水道課）
- 環境クリーンセンターを適正に稼働し、ダイオキシン類等の有害物質について、関係法令による基準を下回るよう測定監視を続け、適切に情報を公開する（環境クリーンセンター）
- 生活環境を向上するため、「歩行者と自転車を優先するまち」に向けて、市民と協働して施策に取り組む（生活安全課・環境管理課）

生活環境の諸問題

	具体的な取り組み	所管
	大気中の浮遊物質、水質汚濁の状況について関係機関と連携して監視、調査する。	生活安全課 河川下水道課
	環境クリーンセンターの有害物質について、測定、監視し、適切に情報を公開する。	環境クリーンセンター
	「歩行者と自転車を優先するまち」アクションプランに基づき、重点課題に取り組む。	環境管理課
	2022年度（平成34年度）の目標	現状
1-1	大気中の浮遊物質、水質汚濁の状況について関係法令の基準を下回る。	下回っている
1-2	「歩行者と自転車を優先するまち」2件のアクションプランに基づき、重点課題に取り組む。	—

市民・事業者の役割

- 化学物質を含んだ商品の製造、販売、利用を控えます。
- 生活様式の違い等で近隣に迷惑をかけないようにお互いに環境保全に努めます。
- 自動車の利用を控えます。

第五章 推進体制

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

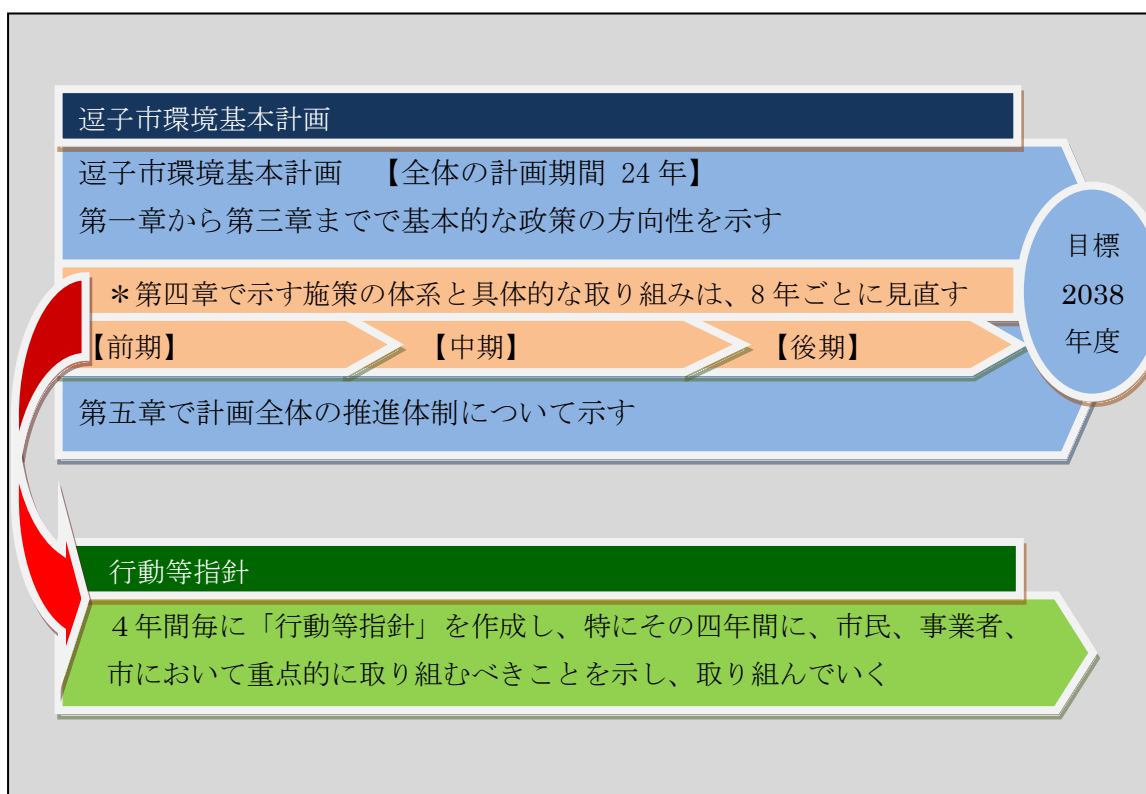
第五章 推進体制

第一節 「行動等指針」の策定

「逗子市環境基本計画」で位置付けられた施策を具体的に推進していくためには、市民、事業者、市それぞれが主体となり、または協働しながら行動していかなければなりません。

そのため、これまで市は、3者の行動計画を合わせて、市民、事業者、市が行動すべき指針（＝行動等指針）を作成し、達成状況をチェックし、見直しを行ってきました。

この「行動等指針」では、各課題において重点的に取り組むものをできるだけ分かりやすく「目標」として抜き出します。第四章の「施策の体系と具体的な取り組み」を更に進行管理していくため、4年間において実行可能な行動に重点をおき、目標及び行動を見直し、実施期間における「行動」を積み重ねることによって逗子市環境基本計画を達成していきます。



第二節 様々な立場での環境教育・学習、意識啓発

市民の日常生活における環境への取り組みについては、ごみの減量やリサイクル、省エネルギーの実施率が高く、環境への意識が高いことがうかがえます。

しかし、市民、事業者、市の環境への取り組みのあり方に関する市民の意向として、省エネルギーやごみ問題をはじめとした環境問題への取り組みは、「各自が自主的かつ積極的に推進すべき」という考え方が支持されています。

これらの環境への取り組みを一層活性化させるためには、地域全体での取り組みへと展開・拡充させていく視点が重要であり、環境に関心のある市民だけでなく、これまで環境の取り組みについてあまり積極的に関わってこなかった市民まで、広く意識啓発や情報発信を実施していきます。

一方、事業者については、市に対して望まれている支援内容について検討するとともに、事業者が、多額の設備投資を行うことなく実行可能な取り組みに関する情報提供や支援方策等についても対応していく必要があります。

そして、市の豊かな環境の恵みを引継いでいくためには、次世代を担う子どもたちへの環境教育が重要です。

子どもたちは、山の緑や動植物など自然環境に恵まれていると感じている一方で、新たな環境問題についても関心が高いので、自然観察をはじめ、様々な分野での環境学習や体験の充実が必要です。

市においては、これらのニーズに対応していくため、環境学習の機会を増やすなど、誰もが環境について知識を深めることができる体制づくりを進めます。

また、関係機関と連携して環境情報の提供の充実を図り、市の実施する環境施策と併せて、環境の状況などを年次報告書として取りまとめ、公表していきます。

第三節 市民活動の促進と推進体制

1 市民活動の促進

日々の暮らし方によっては、私たちの何気ない行動が、地球温暖化の進行、廃棄物の増大を招くことになるなど、現在の環境問題は、私たち市民、事業者一人一人に起因するものとなりつつあります。

そのため、環境問題を解決していくためには、市民一人ひとりが自らの問題としてとらえ、市と協働で取り組んでいかなければなりません。

市では、「(第一次) 逗子市環境基本計画」に基づき、環境施策をともに進めしていくパートナーとして、市民、事業者から構成される「ずしし環境会議」の活動を支援し、環境問題に取り組むための体制づくりを進めてきました。

市では、今後も、「ずしし環境会議」をはじめとする市民団体等の活動を支援し、また、「ずしし環境会議」をはじめとする様々な市民団体等が連携し、取り組んでいくための体制づくりを進めていきます。

2 庁内体制の整備

庁内については、引き続き「(第一次) 逗子市環境基本計画」で設置された部長級職員で構成する「逗子市環境基本計画推進協議会」を、本計画を推進していく庁内体制として位置付け、各部相互の緊密な連絡及び施策の調整により、本計画の円滑な推進を図ります。

また、所管をまたいで対応すべき問題等が生じた際には、関係所管による分科会を必要に応じて設置し、迅速に対応していきます。

3 進行管理

本計画は、本市の様々な環境政策を進めるべく策定した総合的な計画であるため、個別の政策は、本計画と整合をとりながら、個別の計画等に基づき実施されていくものですが、第四章の「施策の体系と具体的な取り組み」に明記された施策や、別途作成する「行動等指針」に基づき実施される施策等については、各所管からの進行状況を取りまとめ、毎年「逗子市環境審議会」*に報告し、その進行を管理していきます。

また、同内容を取りまとめた年次報告書を作成し、インターネット等で、広く市民に報告していきます。

◎用語解説◎

＊逗子市環境審議会

逗子市環境基本条例に基づき設置する市長の附属機関のことです。学識経験者、市民、事業者等から構成され、環境基本計画の策定、変更や、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査審議等を行います。

